

令和 2 年 6 月 井手町

6 月 定 例 会 議 録

井 手 町 議 会

令和2年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月22日）

応招・不応招議員
出席・欠席議員
出席事務局職員
出席説明員
議事日程
開会
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
一般質問
谷田利一議員
1 新型コロナウイルス感染について
岡田久雄議員
1 感染症に対する危機管理について
2 新型コロナウイルス感染症の支援策の実施状況及び今後の支援策について
脇本尚憲議員
1 コロナ禍における学校教育の対応と展望
2 納付方法の利便性向上の取組は
奥田俊夫議員
1 コロナ渦中における災害時避難所運営の在り方について
2 雨水タンク設置補助について
木村武壽議員
1 多賀地区駅前開発を問う
2 コロナ発生による建設事業への影響は
谷田みさお議員
1 新型コロナウイルス感染症に対する町の対応について
2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける住民支援について
3 災害時避難所の新型コロナウイルス感染症対策について

4 図書館・山吹ふれあいセンターの1足制化について

報告第 1 号	専決処分の報告について……………
報告第 2 号	専決処分の報告について……………
報告第 3 号	専決処分の報告について……………
報告第 4 号	専決処分の報告について……………
報告第 5 号	専決処分の報告について……………
報告第 6 号	専決処分の報告について……………
報告第 7 号	専決処分の報告について……………
報告第 8 号	専決処分の報告について……………
報告第 9 号	専決処分の報告について……………
報告第 10 号	繰越明許費繰越計算書について……………
報告第 11 号	繰越明許費繰越計算書について……………
報告第 12 号	繰越計算書について……………
議案第 32 号	井手町公平委員選任につき同意を求める件……………
議案第 33 号	井手町教育委員選任につき同意を求める件……………
議案第 34 号	井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件……………
議案第 35 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………
議案第 30 号	令和 2 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）……………
請願第 1 号	井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書……………
散会	……………
署名議員	……………

第 2 号 (7月1日)

応招・不応招議員……………

出席・欠席議員……………

出席事務局職員……………

出席説明員……………

議事日程……………

開会……………

会議録署名議員の指名……………

議案第26号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件……………

議案第27号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の
件……………

議案第28号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の
件……………

議案第29号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例制定の件……………

議案第31号 令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1
回)……………

選挙管理委員及び同補充員の選挙……………

令和元年度城南土地開発公社(第2回)補正事業計画に関する報告
書、並びに令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書に
ついて……………

議員派遣の件……………

閉会中の継続調査の申出について……………

閉会……………

署名議員……………

第 1 号（令和 2 年 6 月 2 2 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

第 2 号（令和 2 年 7 月 1 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和2年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和2年6月22日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年6月22日午前 9時56分 議長 西島寛道

閉会 令和2年6月22日午後 4時06分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番 丸山 久志 10番 木村 武壽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	島田 智雄
----	-------	-----	-------

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
学校教育課長・
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
税 務 課 長 乾 浩朗
保健医療課長 中谷 誠
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小山 烈
上下水道課参事 森田 肇
いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 平間 克則
学校給食センター所長 奥山 英高

教 育 長 松田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
住 民 福 祉 課 長 野崎 裕美
高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
同和・人権政策課長 西島 豊広
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和2年6月22日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 第6 報告第2号 専決処分の報告について
- 第7 報告第3号 専決処分の報告について
- 第8 報告第4号 専決処分の報告について
- 第9 報告第5号 専決処分の報告について
- 第10 報告第6号 専決処分の報告について
- 第11 報告第7号 専決処分の報告について
- 第12 報告第8号 専決処分の報告について
- 第13 報告第9号 専決処分の報告について
- 第14 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について
- 第15 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について
- 第16 報告第12号 繰越計算書について
- 第17 議案第32号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第18 議案第33号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第19 議案第34号 井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件
- 第20 議案第35号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第21 議案第30号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第22 請願第1号 井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

令和2年6月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申
し上げます。

本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきまして
慎重にご審議を頂きますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明
確な答弁を頂きまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体
調の管理に十分ご留意を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますよ
うお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志
議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願い
いたします。

（「次第がないです」の声あり）

議長（西島寛道） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時07分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から7月3日までの12日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月
3日までの12日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件4件、令和2年度

補正予算2件、同意案件3件、和解及び損害賠償の額を定めることについて1件、専決処分9件、繰越明許費繰越計算書2件、繰越計算書1件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、今回の新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染されました全ての皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、令和元年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では企業進出に伴う固定資産税等の増収によりまして約9億3,400万円、前年度に比べ約1,200万円、率にして1.3%増となる見込みであります。

また、普通交付税につきましては約12億7,200万円、前年度に比べ約1,800万円、率にして1.4%の増となる見込みであります。

特別交付税は、全国各地で多発している災害の被災地への重点配分によりまして、前年度を大きく下回るのではないかと大変心配しておりましたが、約3億6,900万円と、前年度に比べて約100万円、率にして0.2%の増となる見込みであります。

そのほか、京都地域連携交付金をはじめ他の補助金等につきましても、従来どおり、国や京都府より手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約43億6,900万円、歳出総額約39億8,900万円、繰越明許費を除いた実質

収支額は約3億5,000万円の黒字となる見込みであります。

中味的にも、継続して取り組んでおります温室効果ガスの削減を図るための街灯のLED整備、児童・生徒の安全の確保と地域防犯機能の向上を図る防犯カメラ整備、高校卒業時までの医療費を完全無料化する医療費助成、ゼロ歳から義務教育が終了する中学校卒業までの全ての給食費の無償化、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のための耐震性防火水槽の設置、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業でありますJR玉水駅周辺整備、京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備や役場庁舎建設関連事業、また、JR奈良線高速化・複線化第二期事業や役場庁舎建設等の大型事業により今後増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に2億5,000万円の積立てを行うなど、一層充実した内容となっております。

次に特別会計であります。全ての会計で実質収支額は黒字となっているものの、国保会計につきましては、保険税の不足分として1,100万円を一般会計から法定外繰入れしたことにより黒字になっているものでありまして、厳しい財政状況は何ら変わっていないことから、今後も財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第26号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件ほか、21件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第26号から議案第29号までの4件は、いずれも条例の一部改正であります。

議案第26号及び議案第27号は、地方税法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第28号は、デジタル手続法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第29号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第30号は、令和2年度一般会計の補正でありまして、補正総額は2,706万9,000円の増で、補正後の一般会計予算は50億6,055万9,000円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、低所得者の保険料軽減を図るため、介護保険事業繰出

金に512万4,000円計上いたしております。

次に民生関係では、井手地域活性化協議会に対する宝くじコミュニティ助成に250万円計上いたしております。

次に商工関係では、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、支援する中小企業等応援給付金に1,105万円、道の駅的休憩施設の仕組みや取組内容を検討する地方創生アドバイザー事業に20万円、それぞれ計上いたしております。

次に土木関係では、国道24号城陽井手木津川バイパスアクセス道路整備に300万円、橋梁長寿命化事業に380万円計上いたしております。

次に教育関係では、町内小・中学校に通う児童・生徒一人一人に豊かなスポーツ心を育み、スポーツ文化の広がりにつなげるオリンピック・パラリンピック教育推進事業に30万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金7,840万7,000円、寄附金3万5,000円、繰入金6,595万円の減、繰越金207万7,000円、諸収入270万円、町債980万円計上いたしております。

議案第31号は、令和2年度特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第32号は、公平委員の任期満了及び欠員に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第33号は、教育委員の任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第34号は、固定資産評価員の辞職に伴う選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第35号は、令和元年11月7日に発生した事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについての件であります。

報告第1号から報告第9号までの9件は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第10号から報告第12号までの3件は、いずれも令和元年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西島寛道）　　続きまして、去る4月1日付の人事異動により替わられた方の紹介を島田副町長からお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　島田副町長。

副町長（島田智雄）　　それでは、私の方から、本年5月12日付で就任いたしました参与をご紹介いたします。

西垣義郎でございます。

参与（西垣義郎）　　西垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄）　　続きまして、本年4月1日付で人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

まず、理事兼地域創生推進室長事務取扱の藤岡　栄でございます。

理事（藤岡　　栄）　　藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄）　　次に、理事兼建設課長事務取扱の西岡　久でございます。

理事（西岡　　久）　　西岡でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄）　　次に、いづみ人権交流センター所長・いづみ児童館長兼務の平間克則でございます。

いづみ人権交流センター所長（平間克則）　　平間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄）　　次に、住民福祉課長の野崎裕美でございます。

住民福祉課長（野崎裕美）　　野崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄）　　次に、社会教育課長・山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務の中坊玲子でございます。

社会教育課長（中坊玲子）　　中坊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（島田智雄）　　以上でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から4月分、5月分の例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分とします。

なお、今回の一般質問については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、自席にて質問、答弁を行うといたします。

順次質問を許します。

谷田利一議員、質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。私からは、通告書に基づきまして、大きく1点、新型コロナウイルス感染についてご質問いたします。よろしくお願いたします。

マスク元年と呼ばれる今年は、新型コロナウイルスの感染症が世界各地で拡大し、多数の死者が出ている中、本町においても3月に集団感染が発生し、住民に不安が広がりました。しかし、行政の敏速な対応で最小限に食い止める努力をしていただき、早期に開庁をしたことが、住民にとって安心・安全を取り戻すことができました。しかし、収束にはまだまだ程遠いように感じられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

1番、まず町長は先頭に立って対策をされてきましたが、周りでは責任問題など騒いでいる方も一部おられますが、多くの住民からは、給付金やマスク配布をどこよりも早く取り組んでいただいたことの感謝の言葉を伺ってい

ます。町長には、今後も完全収束を目指し、最後まで投げることなく指揮を執っていただきたいと思いますが、町長の意気込み、今後の思いをお伺いいたします。

②町として、独自で取り組まれた施策の内容をお伺いいたします。

③特別定額給付金及び井手町生活応援給付金の未申請は、現時点で何件、全体の何%ぐらいですか。辞退された方はおられるのでしょうか。申請が届かなかった方への対処はどうされるのでしょうか。

④マスク交換券の回収は、現時点で何件、全体の何%ぐらいですか。未回収者への周知の取組はどうされるのでしょうか。

⑤今後、町独自の施策の考えはあるのか、お伺いいたします。特に新型コロナウイルスを想定した、日常生活を営む上での新しい基本的な生活様式の一つとして、ITを活用した現在の住民への周知の回覧板をさらに進める上で、タブレットを住民に配布する補助制度を取り組むべきと考えますが、今後に向けての考えをお伺いいたします。

⑥2度目、3度目の緊急事態宣言が出るようなときの本町の支援策について、お伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、一つ目と二つ目、六つ目の3点についてお答えいたします。

まず初めに、3月下旬に本町職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、一定期間、感染防止のため本庁舎での業務を西別館で対応するなど、この間、住民の皆様や関係者の皆様にはご不便やご心配をおかけいたしましたことに対しまして、改めておわびを申し上げます。

本町といたしましては、感染者の確認作業の時点から京都府と連携し、迅速に感染防止に向けた取組を進めるとともに、住民の皆様はその状況をお知らせしてきたところであります。本庁舎での業務再開後も、引き続き職員の日々の体調管理や本庁舎内の消毒作業等の徹底を図るとともに、他の公共施設についても同様の対応を実施してきたところであります。

また一方で、新型コロナウイルス感染症が経済活動に及ぼしている影響は

大きく、地域経済の再生と感染防止の取組の両立を図るという、非常に困難な対応が求められております。本町といたしましては現在まで、住民の皆様の声や関係団体からの要望をお聞きし、安心・安全に生活していく上で今、何が必要か、国や府の制度で不足している部分や支援すべき対象者の漏れはないかという視点から、生活応援給付金として1人当たり2万円の給付や、市場においてマスクが不足しているという状況から、1人当たり50枚のマスクの配布、また、中小企業等休業要請支援として、京都府と同額の中小企業者には20万円、個人事業主には10万円の支援金の支給、さらに、感染拡大防止を図りつつ営業が行えるよう、顧客が一定の時間とどまって利用することが考えられる飲食業や理容業・美容業等の事業者に対する非接触赤外線体温計の給付や社会福祉施設への配布等、他の市町村に先んじて、独自の施策をスピード感を持って進めてきたところであります。

また、今回、審議をお願いする補正予算の中にも、府の休業要請支援給付金の対象外となる一定範囲の事業者にも拡大して支援を行うために、その事業費を計上するとともに、今後、商工会において実施予定のプレミアム付き商品券について、これまでの2割から、今年は3割への拡充を商工会に要請するなど、町内の事業者や住民の皆さんへのさらなる支援の準備にも取り組んでいるところであります。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、第2波、第3波の発生が懸念されるところであり、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着とウィズコロナに対応した社会の構築を見据え、国や府の施策と連携しながら、その時々での感染状況や経済活動状況に留意し、必要な対策を切れ目なく進め、感染防止対策に万全を期して、安心・安全な行政サービスの提供と安心して生活できるまちづくりに向けて、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 三つ目の特別定額給付金及び井手町生活応援給付金についてであります。5月7日に対象となります3,469世帯の世帯主の方に宛てて申請書をお送りし、5月11日より受付を開始、5月18日より申請書類等に不備のなかった方から給付金のお振込を開始いたしております。申請時に必要な本人確認書類など、添付書類等に不備があった方に

つきましては個別に連絡を差し上げて、必要書類を添付していただいた上で再度申請していただいております。6月19日時点で、基準日以降で申請前に亡くなられた単身世帯6世帯を除いた対象3,463世帯のうち、3,403世帯の方から申請を頂いております。

まず、未申請世帯の数につきましては、行方不明の12世帯を除き48世帯、率にして1.4%となっております。

次に、給付を辞退された方につきましては、現時点で2名おられました。

次に、申請が届かなかった方への対象につきましては、高齢者福祉施設等へ入所されている方などで、申請書が宛所不明で返ってきたケースなどがありましたが、ご本人様の所在を可能な限り確認し、申請を頂いているところであります。

また、未申請の方につきましても、電話帳等を調べてご案内を差し上げるなど、これまでもきめ細かな対応をしてきているところであります。8月11日の締切りまでに、1人でも多くの方々に給付金を受け取っていただけるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 四つ目のマスクの引換えにつきましては、令和2年6月19日時点で申し上げますと、6,910件で、全体の94.2%となっております。引換期間を7月31日までとしていることから、期間内での交換を考えておられる方もあるとは思いますが、6月下旬を目途に再度通知をし、マスクを必要とされる方に受け取ってもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 五つ目の住民周知の回覧板としてのタブレットの活用に係る補助制度につきましては、住民の方への個別の広報の手段としてITの活用は、情報の迅速な提供や回覧に係る各戸の手間の負担軽減につながるものとして有効であると思われませんが、現時点においては、特に高齢者の方がタブレットの使用に対応いただけるかという点や、タブレットだけでなく各家庭における通信環境の整備等も必要であることなどの課題もあり、また一方で、文書回覧は地域の見守り機能を果たしている側面もあること等を勘案

いたしますと、現時点では慎重な対応が必要と思われ、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました大きく2点について、一般質問を行います。

まず初めに、感染症に対する危機管理について質問をいたします。

地震や台風など自然災害による危機には、今までから防災訓練、充実した備蓄品や災害時のマニュアル等の対策など、備えはできていますが、今回の新型コロナウイルスのような感染症については、2009年以降、新型インフルエンザ等行動計画に基づく対策を取られてきた本町でも、想定外の状況であったのではないかと思います。現在は、新型コロナウイルスの感染状況も収束に向かっていますが、この秋冬にかけて再び、第2波、第3波の感染拡大が襲ってくる可能性は十分に考えられます。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町では何人の職員が感染をし、いつ全員が職場に復帰したのか。

2、多くの感染者を出す結果となった本町では、感染症に対する職員の意識改革及び感染症に対する危機管理について、反省を含めどのように考えておられるのか。また、感染症等の危機管理課の設置も今後において必要と考えますが、本町の考えをお聞きします。

3、新型コロナウイルスの感染症拡大により、マスク、消毒液、体温計の不足が住民の皆さんに大きな不安を与えました。改めて、マスク、消毒液、体温計、防護服の備蓄が必要と感じましたが、本町では今後、どれくらいの備蓄を考えておられるのか、お聞きします。

4、新しく参与になられた西垣参与は、厚生関係、特に医療等については専門的な知識をお持ちと聞いています。高齢者や子ども、住民の健康を守るための危機管理について、専門的な見地からどのように考えておられるのでしょうか。

井手町では、5月末現在、高齢化率34.3%になっており、今回の感染症防止対策で外出を控えた高齢者へのサポートは大変重要であると考えます。

今後の健康面や重症化を防ぐために、具体的な取組について考えをお聞きします。また、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて、高齢者に対するマニュアル作成も考えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の支援策の実施状況及び今後の支援策について質問します。

町及び商工会青年部と京都産業大学学生との交流会に端を発した新型コロナウイルスの感染症の拡大は、役場業務に大きな支障を来し、住民には計り知れない不安を与えました。国の改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令で、長期にわたる自粛の中、日本の経済は冷え込み、国民生活は大きく影響を受けています。本町では、5月11日から申請が開始された国の支援による1人10万円の特別定額給付金、井手町独自の1人2万円の井手町生活応援給付金、マスク1人1箱の配布は、住民の皆様大変喜んでいただいています。

そこで、次のことについて質問をします。

1、京都府における緊急事態措置等の決定を受け、休業要請支援金の対象となる本町の事業所は何社あるのか。現在の給付状況はどうなっていますか。

2、新型コロナウイルスの支援策として、国・府・町と色々な支援が実施されています。本町の住民の方また事業所に対して、詳しくまとめた支援の内容を周知することが大事と考えますが、どのように周知されているのか、お聞きします。また、相談窓口の体制はどのようになっているのでしょうか。住民の方や地元事業者からはどのような相談があるのか、お聞きいたします。

3、社会保険加入者には、新型コロナウイルスに感染し休職された方に傷病手当の支給があります。国保加入者には、市町村によって異なりますが、本町においては傷病手当を適用されているようですが、どのような方が対象となり、手当金はどれぐらいになるのでしょうか。また、手続方法について具体的にお聞きします。

4、特に個人商店では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大きく売上げを減少し、生活をする上で大きな影響を受けておられます。私の元にも相談が来ています。府からの支援を受けられる事業所だけでなく、支援から外れた事業所や個人商店へも、井手町として独自の支援が必要と強く思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の感染症に対する危機管理についてであります。四つ目の高齢者や子どもなどの住民の健康を守るための健康危機管理においては、健康危機の発生時における迅速な情報の収集、提供、共有と、適切な初期対応が重要であると認識しております。特に感染症の危機管理においては、潜在的な感染拡大をいかに防止していくかが最も大きな課題であり、陽性者の早期把握と隔離、重症化防止を図るためPCR検査等のモニタリング体制の充実と入所施設や医療体制の確保が重要であることから、府に要望するとともに、感染症のリスクが高い高齢者の方や子どもをはじめとする住民の方には、手洗いや咳エチケットなどの感染予防に係る啓発活動に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の取組につきましては、外出自粛が長期化したことによりまして、高齢者の閉じ籠もりや健康への影響も懸念されるため、新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認しながら、運動機能向上教室や認知症予防教室などの再開の時期や感染拡大防止に配慮した実施方法について、国のこれらの取組に関する通知を参考にしながら、現在、検討を進めているところでございます。さらに、現在、休止している社会福祉協議会等が開催するサロンなどの通いの場の再開について支援することにより、高齢者の地域のつながりの維持と健康増進につなげていきたいと考えております。また、自宅においても介護予防などに生かせる体操等について、チラシを作成・配布するなどの取組も進めてまいりたいと考えております。

次に、感染拡大を踏まえた高齢者に対するマニュアル作成についてであります。高齢者介護施設に対しましては、厚生労働省が策定している「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や新型コロナウイルス感染症への対応をまとめた「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」などを参照して対応するよう、促しているところでございます。

また、高齢者の方向けには、各種教室の再開の際に安心して再開していただくため、三つの密を避けるなど、参加者向け感染予防マニュアル等を作成し配布するとともに、引き続き広報紙等で感染防止の留意事項等をお知らせ

まいりたいと考えております。

以上が四つ目のご質問に対するお答えでございますが、いずれにいたしましても、岡田議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し住民の皆様の健康を守るためには、きめ細かな取組を進めていく必要があると考えております。私は、医療に関して専門的な知識を有しているということではなく、医療行政に携わってきた経験があるという立場でございます。それらの経験を生かして、町長の指示の下に感染拡大防止の取組を進めるとともに、健康危機管理事案の発生時には行政としての役割や機能をしつかりと果たせるように、その仕組みづくりに尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 一つ目の本町職員の感染者数、いつ全員が職場に復帰したのかにつきましては、職員の感染者数は8名で、最後に職場復帰した職員は6月11日であり、退院してからは40日余り経過しております。

二つ目の感染症に対する職員の意識改革及び危機管理について、どのように考えているのかにつきましては、新型コロナウイルスは身近に存在し、感染力も強く、瞬く間に感染が広がっていくということに恐怖感を覚えるとともに、いつ何どき誰が感染するか分からないことから、状況に応じて対策本部会議で協議した内容について関係各課にて徹底しながら、感染防止対策を行ってきたところであります。

現在、新型コロナウイルス感染症について、第2波、第3波が懸念されている状況から、職員に対する感染症防止対策への意識づけとして、引き続きマスクの着用や公共施設への入退庁時の手指消毒、機器類の消毒などの感染症予防対策の徹底はもちろん、公共施設の貸館業務を再開するに当たり、各施設管理者である管理職員による会議を開催し、施設管理者及び施設利用者が実施すべき感染症防止対策について協議した上で、チェックリストを作成するとともに、各施設の所属職員にも周知徹底を図りながら、慎重に対応しているところであります。

次に、危機管理課の設置につきましては、本町は小規模であり、限られた人員の中で危機管理課を設置することは困難であることから、今回のコロナ

対策と同様に、様々な有事に対してその都度、関係各課からそれぞれの課題に対応した人材によるチームを編成するなど、柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

三つ目のマスク、消毒液、体温計、防護服の備蓄の考えにつきましては、まずマスクにつきましては、これまで社会福祉施設や各区に対し、毎月約5,000枚を配布してきたところであり、第2波、第3波が懸念される中で、今後、集中豪雨や台風シーズンを迎えることから、各避難所への配布を含め、現在、一般用マスクを約4万5,000枚保有しているところであります。

消毒液につきましては、役場庁舎等公共施設への入退庁時における手指消毒や窓口や執務室内の定期的な消毒作業を毎日実施しており、月ごとに必要な数量を購入しておりますが、別途約3か月分の必要量を備蓄しているところであります。

体温計につきましては、これまでは23本の電子体温計を備蓄しておりましたが、感染症対策として非接触赤外線体温計が有効であることから、現在、公共施設に約80本配置し、活用しているところであります。

防護服につきましては、検査や乳児健診等の医療的な措置を行うときに使用するものであり、現在、24セット保有しております。健診等での通常使用分は除き、緊急時の対応用として常時10セットを備蓄しており、今後、使用した際にはその都度補ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の新型コロナウイルス感染症の支援策の実施状況及び今後の支援策についてであります。一つ目の京都府休業要請対象事業者への府及び本町の支援給付金の対象となる事業者数につきましては、京都府によりますと、平成28年度の経済センサスに基づく数値を算定されており、本町としても同数を想定し、法人7社、個人事業主39社、合わせて46社となっております。

また、現在の給付状況につきましては、6月19日時点で、府給付金については7社に対して給付されており、町給付金については6社給付し、1社について手続中であります。

四つ目の京都府の支援給付から外れた事業所や個人商店への本町の支援につきましては、商工会より5月26日、会員向けに実施されたアンケート調

査の結果を踏まえ、府及び町の休業要請支援給付金の対象外となる事業者に対し事業継続を支援する対策を、との強い要請を受ける中で、状況に大きな影響を受けている町内の中小企業者等を対象とする井手町中小企業等応援給付金を、今回、補正予算に計上させていただいております。この給付金は、業種を限定せず、国の持続化給付金の要件である前年同月比の売上減少率50%よりも低い30%に設定し、府の休業要請支援給付金の対象とならなかった事業者へ幅広く支援することとしております。

また、今後予定される商工会実施のプレミアム付き商品券発行事業のプレミアム分を、これまでの2割から今年は3割へ拡充実施することによって、町内の事業者や消費者への支援が図られるよう取り組んでもらいたいと、要請を行っているところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 二つ目の周知方法等につきましては、住民の皆様にお一人10万円と2万円を給付する特別定額給付金、井手町生活応援給付金につきましては、個別通知で対応しておりますが、それ以外の京都府休業要請対象事業者支援給付金や各種融資など、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方々への国や府の支援制度などにつきましては、町ホームページにおいて特設コーナーを設けて案内しているほか、町税の徴収猶予や国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免制度などや、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金につきましては、当初賦課時における納税通知書等にも制度の案内チラシを同封し、これから通知する分につきましても、同様に周知を図っていくこととしております。また、介護保険料につきましては、減免や徴収猶予が受けられる旨を記載したチラシを同封しているところであります。

次に、相談窓口であります。国や府が窓口となる支援制度につきましては、窓口の電話番号等をホームページ等で案内するほか、税や保険料に係る各種減免制度等につきましては、納税通知書に同封いたしました案内チラシにも相談窓口を明記しており、それぞれの担当課にて対応しているところであります。

また、相談内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化したため、国・府等に何か支援してもらえぬ補助金等はないかとい

った相談や、町税の徴収猶予の特例制度とはどのような内容なのかといった問合せがあり、ホームページに掲載している内容の説明や問合せ先等を案内するなど、きめ細かな対応を行ってきたところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 三つ目の国民健康保険における傷病手当金につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合が対象となり、支給額については、勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、勤務することができなかった期間のうち就労を予定していた日となり、1日につき直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額となります。

手続方法につきましては、被保険者において世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用の申請書を提出いただくこととなります。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田議員。

5番(岡田久雄) まず再質問に入ります前に、汐見町長には、井手町住民のために様々な井手町独自の支援策を次々と打ち出していただき、本当にありがとうございます。また、ただいま答弁を頂きました西垣参与をはじめ理事の皆様方には、本当に丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

私の方から再質問として、三つほど関連してお聞きしたいと思います。

まず1点目は、地方創生臨時交付金についてであります。これは新型コロナウイルスに対応するためのものと思いますが、第1次補正予算では井手町には幾らの地方創生臨時交付金が交付されたのか。また、第2次補正予算で井手町には幾らの地方創生交付金が交付されるのか、お聞きいたします。

2点目には、国の第2次補正予算で盛り込まれていますひとり親世帯臨時特別給付金についてであります。これは児童扶養手当受給世帯に1世帯5万円、第2子以降は1人につき3万円を支給するものですが、本町の対象世帯数及び人数、また、周知の方法及びいつ頃に支給される見通しをされているのか、分かる範囲で結構ですので、ご答弁願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、地方創生臨時交付金の交付額についてご答弁申し上げます。

まず、今回の地方創生臨時交付金の1次分の交付額であります。井手町につきましては、7,052万9,000円が交付される予定となっております。

2次分につきましては、現時点で配分の内容というのは明確に示されておりませんので、まだ分からないということでございます。

以上です。

議長(西島寛道) この際、暫時休憩します。11時10分まで。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 先ほどの岡田議員のご質問にお答えいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、現在、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方、およそ70名につきましては個別で郵送をいたします。それから今、児童扶養手当が支給停止になっている方につきましては、広報7月に周知をさせていただき、ご案内をさせていただきます。

以上です。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田議員。

5番(岡田久雄) 最後に要望をさせていただきたいと思います。

今回の地方創生臨時交付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連したいろんな交付金の給付が国や京都府よりあると思います。今後においても、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が懸念されています。また、日本列島はこれから本格的な台風シーズンを迎えます。また、いつ起こってもおかしくない巨大地震など、災害発生に備えた対策は今、喫緊の課題でもあります。住民の皆さんが安心・安全に生活していただけるよう、マ

スク、消毒液、体温計などの備蓄だけではなく、災害時避難所の物資の備蓄を充実させることも必要であると思います。十分な備蓄をされますように、また、危機に備えた総合的な危機管理体制の構築を要望させていただき、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲。事前の通達に基づきまして、私から大きく2点質問させていただきます。

1、コロナ禍における学校教育の対応と展望。

新型コロナウイルス感染症は全国的な感染拡大を見据え、本町の小・中学校も約3か月間休業となりました。その間、活動自粛が要請される中でも経済活動を停滞させないように、企業が通信技術等を活用し、リモート会議や通信販売、SNSでの情報発信など、様々な創意工夫を行っている報道を目にします。教育関係でも、ある自治体では限られた環境の中、学習環境の保持・改善のために取り組まれていることも報告されています。本町としてもこの期間の取組を踏まえ、従来のやり方だけでなく、コロナ禍での学校教育にさらなる準備、実行する必要性が求められると思います。

そこで質問します。

本町では、この休業期間に保護者や生徒たちとどのような連携を取られていたのか。また、どのような学習環境を確保する取組を行ったのか。

2番、休業期間における授業や学校行事の遅れ、また再開時の生徒たちへの精神的ケアについての取組は。

3番、学校での生徒や教師への感染予防対策の取組は。

4番、今後、感染の再拡大等で、再び学校休業が発生した際、自宅でリモート授業を受けられるようにできるよう、全生徒へのタブレット端末の配布、Wi-Fi環境整備等の取組について、本町の考えは。

2、税金の納付方法の利便性向上の取組は。

住民の方々が役場を訪れる理由の一つに納税があります。改めて言うわけでもありませんが、納税は国民の義務であり、健康で文化的な生活を送るために、私たちが社会で生きていくためには、税は必要不可欠なものであります。現在、納税されている住民の方の中には、早朝や夜勤の業務が中心の方、また、昼間他の市町村、他府県で仕事に従事されている方など、現代人の生活スタイルは多様化しています。町税等の納付方法として、普通徴収の場合は役場会計課窓口での納付以外に、銀行等での納付書による納付などが設定されていますが、窓口受付時間に制限があり不便を感じている方もいると聞いています。

そこで質問します。

1番、近隣で納付方法を工夫されている自治体について把握されていますか。

2番、住民の方の利便性向上のため、コンビニエンスストアでの納付や電子決済での納付について、本町の考えは。

お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 松田教育長。

教育長(松田 定) 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコロナ禍における学校教育の対応と展望についてであります。一つ目の休業期間の児童・生徒や保護者との連携や学習環境を確保する取組につきましては、4月10日、13日、14日の3日間にわたり、新しい教科書配布と担任・クラス発表を行い、4月23日からは週に1回、小学校は保護者の個別来校、中学校は生徒の個別登校により、学習課題の回収、添削指導した前回分のプリント返却、また新たな学習課題配布というローリングを続けてまいりました。5月26日からの4日間は、小学校は地域単位、中学校はクラス単位で、1人2回の分散登校を実施し、6月1日の学校再開に至ったところでございます。なお、休業期間中は、電話により家庭と連絡を取って、児童・生徒の健康状況の確認や学習相談に対応するとともに、個別のケースによっては家庭訪問も併せて行ってまいりました。

二つ目の休業期間における授業や学校行事の遅れの回復につきましては、通常37日間の夏季休業期間を、今年度は、8月8日から8月23日の16日間に短縮して授業時間の確保を図りますとともに、既に学校からお知らせ

しておりますが、中止を余儀なくされたプール学習や臨海学習など、学校行事や取組を見直し時間を生み出しながら、今後、教育計画全体を通して学習の保障に努めてまいりたいと考えております。

また、京都府教育委員会の事業で小学校・中学校に配置されている各種の学習支援員も活用し、学力の充実に努めたいと考え、こういった支援員の配置日数や時間を増やすようお願いしているところでございます。

児童・生徒へのケアにつきましては、約3か月にわたる休業明けでもありますから、教職員が個々の児童・生徒の変化をきめ細かく把握し、素早い対応に努めるとともに、このたび配置日数や時間が増えましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して対応しているところでございます。

三つ目の学校での感染症予防対策の取組につきましては、文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、登校前の家庭での検温の徹底、児童・生徒が手を触れる机・椅子などの1日2回の消毒、机を横一列ではなく前後にずらして並べたりもすることで、児童・生徒間の距離を1メートル以上取るなどの3密を避ける取組を進めております。

また、学校で検温する場合には、町から各校に配布いただいた非接触赤外線体温計を活用しておりまして、検温時間が短縮でき、効果が大変あるとの声が届いております。

四つ目のタブレット端末の配布、Wi-Fi環境整備等の取組につきましては、まずは国のGIGAスクール構想に基づく補助制度を活用して、1人1台タブレット端末の整備を進め、学校教育活動で生かすとともに、将来学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境の実現に向けて、今後、検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 2点目の税金の納付方法の利便性向上の取組についてでございますが、一つ目の近隣で納付方法を工夫されている自治体の把握につきましては、多くの自治体におきまして、口座振替納税をはじめコンビニエンスストアでの納付が可能となっており、最近では一部の自治体におきま

して、P a y P a y や L I N E P a y などのスマートフォンアプリを使った電子決済による納付も可能と伺っております。既にコンビニ収納を導入している近隣市町村を申し上げますと、城陽市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、木津川市、精華町、また、スマートフォンアプリを使った電子決済を導入しているところでは、城陽市、京田辺市、木津川市となっております。

二つ目のコンビニエンスストアでの納付や電子決済による納付については、令和3年度からコンビニエンスストアでの納付が開始できるよう、本年度予算におきまして、コンビニ収納に対応する納付書が印刷できる高速プリンターの導入や電算システムの改修費用など、関連する事務経費を計上し、現在、準備を進めているところであります。

また、スマートフォンアプリを使った電子決済による納付につきましては、導入されて間もないことから、導入自治体の実績や課題等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本議員。

2番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望としてお伝えしたいと思います。

今回のコロナ禍の中で、情報伝達技術というのは飛躍的に向上しています。本町でもタブレット端末の活用により、例えば、議員への配布資料への活用をすとか、先ほども回答を頂きましたが、住民の方々への回覧板の配布や緊急通達等、可能性もとても広がると思います。先進自治体等、そういったところの情報も入手して、積極的に検討していただきますように要望しておきます。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 1番、奥田俊夫です。事前通告に従いまして、私の方からは大きく二つのことについてお伺いしたいと思います。

コロナ渦中における災害時避難所運営の在り方について。

新型コロナウイルスの感染拡大で、いまだ収束のめどが立っておりません。このような状況の中、仮に地震や水害、台風などの災害が発生した場合に、

どのような対応をとるのが課題となってきたと思います。避難所における集団感染リスクは、過去の災害事例から見ても明らかです。1995年に発生した阪神・淡路大震災の際には、時節柄、インフルエンザが蔓延し、多くの関連死を招いたと言われていました。また、2011年の東日本大震災においても、避難所でインフルエンザが流行、2016年の熊本地震では、ノロウイルスの集団感染が発生したと報告されています。感染拡大のリスクとして、密閉・密集・密接の3密が挙げられておりますが、従来、指定避難所とされてきた体育館や公民館などでは3密は避けられないのではないかと考えます。これまで不特定多数が同じ空間で雑居するという、集団避難の在り方そのものを大きく見直す必要があると思います。

そこで、次のことについて質問いたします。

1、コロナウイルス渦中に何らかの災害が発生し、避難を要する事態となった場合、町としてどのような対策を取られる予定でしょうか。避難所に入る前に、体温確認や体調についての聞き取りを実施し、感染拡大を防ぐことが重要であるとは思いますが、緊急時にこのような対応ができる状況であるとは考えにくいかと思えます。感染が疑われる方への対応を含め、避難所の在り方についてどのようにお考えですか。

2、3密を避けるためには一定の距離感が必要であると言われておりますが、現実には確保できるスペースは限られていると考えます。従来の避難所の数では不足すると思われませんが、追加避難所の設置等の対応策についてどのようにお考えでしょうか。

3、避難所そのものに加え、トイレ等を含み衛生面での注意がこれまで以上に必要かと思われませんが、どのように対応されますか。また、仮設トイレの事業者と事前協定を結ぶ予定がありますでしょうか。その場合、仮設トイレはどのぐらいの数を要すると想定されますか。

4、自宅や公園、車など、避難所以外で避難される方もおられると思われませんが、その場合の避難所の所在把握や支援物資供給はどのようにすべきだと思われませんか。

二つ目、雨水タンク設置補助について。

近年、頻発する短時間豪雨に対する防災や雨水の利活用に役立てていただくためにということで、京都府では、雨水タンクの設置費用の一部を補助する制度を平成27年度に創設されました。河川の急激な増水を抑えることに

よる浸水被害の軽減、ためた雨水は植物の水やりに使うなど水資源の有効活用、断水時のトイレ排水などの雑用水として活用などが主な目的であります。

以前、平成28年3月議会において、谷田利一議員が一般質問されていましたが、そのときの行政側の回答としましては、個別利用希望者は11名であった。京都府市町村で助成をしている自治体も6市2町にとどまっている。このようなことから現時点での制度導入は未定としています。今後、希望者の増加や近隣自治体との制度導入を見極めながら検討したいとの見解を述べられました。令和元年、昨年5月時点での京都府の自治体26市町村のうち15市5町、合計20の自治体で制度の導入をされています。本町におきましても、ぜひ雨水タンクの設置に伴う補助制度を実施していただきたいと考えますが、行政側の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコロナウイルス渦中における避難所の在り方についてであります。一つ目のコロナ渦中における避難所開設時の町の対策につきましては、本年5月に京都府が「避難所運営における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル作成指針」が公表されたところであり、それに則して本町の「避難所運営における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」を作成したところであります。

当該マニュアルには、新型コロナウイルス感染症防止対策として、事前準備においては避難所内での十分なスペースの確認やレイアウトの検討、体温計やマスク、消毒液などを設置しておくことなどをはじめ、避難者の受入れの際に、健康状態を確認するために非接触赤外線体温計により検温し、その結果、発熱や咳などの体調不良が見られる方に対しては他のスペースに誘導することなどを記しており、このマニュアルに基づき適切に避難所を開設してまいりたいと考えております。

二つ目の追加避難所の設置等の対応につきましては、マニュアルの1世帯当たり9平方メートル及び通路部分の基準に基づき、避難所にて確保できる世帯数を上回る避難世帯があった場合には、スペース不足となることから、校舎の教室や他の避難所に分散するなどして対応してまいりたいと考えております。

三つ目のトイレの衛生面の対応についてであります。当該マニュアルに基づきトイレの清掃時には消毒液を使用する等、感染症予防対策を適切に実施してまいりたいと考えております。本町では、京都府が示す「公的備蓄に係る考え方」に基づき、簡易トイレ14台を備蓄していることから、現在のところ仮設トイレの事業者との事前協定は考えておりませんが、まずそれらを有効に活用してまいりたいと考えております。

4点目の避難所以外の場所で避難される方への対応についてであります。現状と同様にコロナ禍においても、これまでどおり自主防災組織や消防団等に協力を得ながら把握に努めてまいりたいと考えており、支援物資供給についても個々の状況により異なることから、支援が必要な方に対しましても、自主防災組織や消防団等と連携しながら個別に対応することになるものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) 二点目の雨水タンク設置補助についてであります。議員ご指摘のとおり、以前の谷田利一議員への答弁におきまして、本町ではこの制度導入に当たり事前に意向調査を実施し、その時点では希望者が11名にとどまっていたことや府内の制度実施自治体が少なかったことから、制度導入については未定とし、近隣自治体の制度導入状況等を注視してきたところであります。

その後、京都府内では、都市部を中心に15市6町で制度導入が進みましたが、その実績を検証したところ、府内の設置件数は、平成30年度末で約3,400基であり、設置割合は府内全世帯数の約0.3%となっております。

また、本制度を導入している近隣町村の設置実績は、宇治田原町では5年間で7件、和束町では4年間で4件、久御山町では3年間で12件にとどまっており、これらのことを考えますと、いまだ検討の余地があると考えております。

今後も、周辺自治体の状況や住民ニーズに注視しつつ、引き続き本制度の必要性等について検討してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 奥田議員。

1 番（奥田俊夫） 今後、避難所運営等の訓練もする必要があるかと思いますが、どのように思われるでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの避難所等々の訓練でございますけれども、これまでから住民参加の訓練というのを毎年しておりまして、今回のコロナ禍の状況で開催できるかどうかというのも検討はしますけれども、これからは様々な災害を想定しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽です。通告に基づきまして、次の 2 点について質問をいたします。

1 点目につきましては、多賀地区駅前開発を問うということであります。

2 点目につきましては、コロナ発生による建設事業への影響はということでございます。

質問要旨としまして、1 点目の多賀地区駅前開発についてであります。

以前、超大型スーパー、プラントの進出計画により、多くの町民に夢と希望を与えておりましたが、去年 6 月 10 日に会社の方針計画が変わり、撤退を申し入れてきましたと議会に説明がありました。にもかかわらず、その後、今年 1 月 27 日には都市計画審議会、下水道都市計画の変更が開かれ、多賀地区駅前が承認され、次に何が進出してくるのか、多賀地区住民の注目の的になっているのが現状であると思います。

最近では、多賀住民から、プラントで動いていた不動産屋と同じ不動産屋が、「再度、計画があれば協力してくれるか」と歩いていると聞いております。令和 5 年開通予定の新名神城陽スマートインターまで 10 分ほどの位置にあります多賀地区は、今注目の場所であると思います。これまでの経過と今後の予定と課題をお尋ねいたします。

次に、コロナ発生による建設事業への影響はであります。

新型コロナ発生により、解決するために多くの税金が投入され、今でも1,100兆円以上ある国の借金が、さらに膨らんでどうなっていくのかと心配をしておりますが、それをよそに、インターネットを見ておりましたら、城陽井手木津川バイパスが事業化され、国土交通省は3月14日に社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会を開催し、国における道路事業の新規事業採択時評価について審議をされましたとありますが、コロナ発生の影響により事業が大幅に遅れるのか、お尋ねいたします。また、新庁舎建設事業に影響がないのかもお尋ねいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 木村議員のご質問にお答えします。

1点目の多賀地区駅前開発についてであります。経過といたしまして、以前進出予定であった企業については、昨年6月に計画が中止となった報告を受け、直ちに京都府へ商業施設誘致に対する支援の要請を行い、府が窓口となり、問合せのある企業の意向内容等について確認を行っていただけてきたところであります。

また、本町においては、山城多賀駅前地域を生活拠点として、商業的土地利用を図ることが必要であるとの方針は何ら変わっていないため、いつでも企業進出が可能となるよう、下水道の計画変更手続を行ったところであります。

当地区における商業施設立地の課題といたしましては、企業にとって造成費用を含めた整備事業費等に見合う経営的な収支、採算性が確保できるかどうか課題となっていると考えておりまして、現在、それぞれの企業の中で検討等が行われているとお聞きしております。

本町といたしましては、それらの検討結果、具体的な提案をお聞きする中で、長く地域に喜ばれ、安定した事業が展開いただける事業者であるかどうか等を見極める中で、府の協力を得ながら調整等を図ってまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 2点目のコロナ発生による建設事業への影響についてありますが、城陽井手木津川バイパス事業につきましては、3月議会でもお答えしたとおり、現在、本町においては、城陽市境から玉川付近までの間で路線測量、地質調査、予備設計等が順次実施されているところではありますが、事業主体である国からは、現在のところ、コロナ発生による事業進捗への特段の影響はないと伺っております。また、町が実施している地籍調査につきましても、計画どおり進めているところではありますが、引き続き、国と連携・協力して取り組んでいきたいと考えております。

また、新庁舎建設工事につきましては、本年1月基本設計に着手し、関係機関等との調整・協議を行いながら、現在、案の作成に向け作業を進めているところでもあります。コロナの影響で、一時調整・協議が直接行えなかった時期がありましたが、当初の予定どおり、本年9月の基本設計作成に向け鋭意取り組んでおりまして、影響はないものと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。通告に基づいて、4点の質問を行います。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症に対する町の対応についてです。

本町での新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでのところ、全て3月23日の「むすび家 i d e」での交流会から始まっております。3月3日から学校休業が始まり、3月6日には町の新型コロナウイルス感染症対策本部も設置されており、所属長を通じて町職員には2回も感染拡大防止の周知徹底、屋内でのお互いの距離が十分確保できない状況で一定時間を過ごすことを避けるよう通知が出ていたにもかかわらず、町施設の「むすび家 i d e」で多人数で鍋を囲む会食を行ったのは誠に不適切でした。

この点に関して、町長は5月1日の臨時会でも、また本日の冒頭の挨拶でも遺憾の意、また、住民の皆さんへのご不安、ご不便をおかけしたというおわびの言葉はありましたが、顧問弁護士が参加した職員についての処分はできないと言ったというようなことでしたので、まさにこれは身内に甘い対応

ではないのでしょうか。

コロナウイルス感染症拡大防止のために、住民には自粛を求めている中で、これは信用失墜行為であり、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象とまですらなくても、文書訓告等の指導上の措置は必要ではないのでしょうか。職員に個別に責めは問わないと言うのなら、町長は任命権者としてどのように監督責任をお取りになるのか、お伺いします。

町内での感染は、海外旅行で感染したと見られる学生から井手応援隊の学生へ2次感染、「むすび家 i d e」での交流会参加者に3次感染、さらに参加していない町職員らに4次感染し、その家族に5次感染、その同僚などに6次感染したと見られる事例があります。4月13日に感染が分かった町職員は、役場内でのコピー機など事務機器を通じて感染した疑いなどと報道されました。本庁舎内では、京都府の保健所の指導に基づいて消毒等が行われたはずですが、何が不十分だったのか、第2波、第3波の感染拡大が危惧される中で、専門的に検証する必要があると思います。新型コロナウイルスの感染症対策本部会議の議事録は、概要ではなく詳録が作成されておりますか。個人情報以外は議事録を公開するべきではないか、伺います。

京都府の保健所は、2004年振興局の再編時に体制が大幅に縮小されてきて、今回の検査・相談体制の不十分さを招いたと言えます。京都府に対し、山城北保健所綴喜分室を田辺保健所として復活させ、必要なときに管内市町村に専門職が派遣できるような体制の充実を要望すべきではないか、伺います。

2点目に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける住民の支援についてです。

新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受ける住民支援について、国や京都府から様々な対策が発表されております。町としても、井手町生活応援給付金、マスクの給付、京都府休業要請対象事業者支援給付金への上乗せなどを行っておりますが、さらなる支援が必要です。既に、町税の徴収猶予の特例制度や国民年金保険料の免除、猶予の特例制度、農業者向けの融資の特例措置や府の補助金、新型コロナウイルス感染症に係る貸付けや融資の手續に必要な証明書の手数料免除、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減免と傷病手当金の支給、介護保険料の減免等、国からの財政支援のあるものなどが発表されておりますが、住民には自分が対象になるのか

どうか分かりにくいわけでございます。プッシュ型で対象となる可能性のある方への周知が必要です。町税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの税額通知の際に、申請用紙や詳しい説明書を同封するなど工夫ができませんか。町税については、従来からも減免の制度はありますので、そのことも徴収猶予共々周知するべきではありませんか。

特に井手町の国民健康保険税は、非自発的失業者等以外は前年度収入に応じて課税をされておりますので、現在、収入が激減していても、これまで減免は認められませんでした。他市町では、国民健康保険税条例にちゃんと明記されております。例えば、当該年において収入が皆無もしくは著しく減少したため生活が困難となった者、またはこれに準ずると認められる者という減免要件が、井手町の場合は設けられておりません。今回、コロナウイルス感染の減免を行い、国からの財政支援を受けるためには、条例に基づいた減免でなければならないために、収入減少による減免要件を条例に明記する整備が必要ではありませんか、伺います。

井手町では、小・中学生の給食費を全額補助しておりますが、感染拡大防止のため、学校休業期間中は給食は提供できませんでした。この間は、子どもたちの昼食費は家庭が負担をしてきたので、給食費全額補助の趣旨を生かすためには、その間の家庭での昼食費補助を行うべきではないか、伺います。

今回のように、長期に学校の臨時休業がある場合に備え、連絡用や学習支援のために、子どもが家庭に持ち帰れるタブレット端末等の整備を急ぐべきではないか、伺います。

3点目に、災害時避難所の新型コロナウイルス感染症対策についてです。

これから出水期に入り、例年、台風や集中豪雨によって住民に避難を呼びかける状況が起こっております。その際の避難所開設については、今後は新型コロナウイルス感染症対策が欠かせません。新たな避難所開設マニュアルは準備できているのでしょうか。どのような点を変更しますか。どのような備品を備えますか。

住民参加で避難所開設訓練を行う必要があると思いますが、検討できているのか、伺います。

4点目に、図書館や山吹ふれあいセンターの1足制化についてです。

新型コロナウイルス感染防止のため、様々な公共施設の閉館が続いておりましたが、ようやく一部開館されて、住民の利便性が回復されつつあります。

5月23日からは図書館の限定貸出しも始まり、山吹ふれあいセンターも6月8日から開館されております。他の施設でも同様ではありますが、2足制だと高齢者や子ども連れの方、障がいのある方など、大変時間と手間がかかり、高齢者にはスリッパを着用することで転倒の危険性が増します。ベビーカーや車椅子などのまま入場することもできません。今後、長期に感染症対策を行う上で、スリッパや靴箱の消毒など、新しい業務も増えることとなります。特に、図書館と山吹ふれあいセンターについては多様な利用者がおられ、スリッパ着用の危険性は高いと思われます。バリアフリー推進の観点からも、この際、1足制を導入してはどうかと思いますが、いかがですか。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症に対する町の対応についてであります。まず、職員等への責任に関しましては、5月1日の臨時町議会において町長が答弁したとおり、今回の状況を顧問弁護士に詳細に説明し見解を求めたところ、懲戒処分当たる事案ではないとのことでありました。

次に、消毒作業につきましては、職員の感染が判明した3月30日の直後、さらに3月31日にも保健所の指導の下、本庁舎内全室において実施しております。4月13日に感染が判明した職員については、4月9日に発症しており、その後、他の職員に感染が確認されていないことから、3月30日以前に感染したのではないかと考えております。

次に、議事録については、概要にてまとめております。

次に、今回、京都府及び山城北保健所には、本町職員をはじめ地域住民に対しまして、濃厚接触者の選定やPCR検査、さらには庁舎内における消毒等の指導など、迅速に対応していただくとともに、本町役場内での電話対応や住民へのお知らせビラを各戸配布する人員の派遣をしていただくなど、本町の業務に支障がないよう支援していただいたところでありました。また、本町からは、山城北保健所の要請に基づき、ゴールデンウィーク中に電話相談に対応する職員として、当町の保健師を派遣したところでありました。

このような経験を踏まえ、本年6月4日の京都府知事と市町村長の意見交

換会において、町長の方から知事に対して、京都府においても緊急時に備えて余分な人員を常時、雇用していくことは困難であると思われることから、第2波、第3波が懸念されている中で、市町村の職員をうまく活用するなど、効果的な連携・協力の下、早期に準備しておくことが有効ではないかとの意見を述べられたところでもあります。それに対し、知事からは、引き続き連携させていただきたいとの回答があったところでもあります。

3点目の災害時避難所の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、先ほど奥田議員で答弁させていただいたとおりであります。なお、住民参加の避難所開設訓練の実施については、これまで毎年実施しております防災訓練の中で、様々な災害を想定しながら行ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 2点目の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける住民支援についてであります。税の減免等の支援策に対する周知方法につきましては、先ほど岡田議員に答弁させていただいたとおりであります。

次に、国民健康保険税の減免における条例の整備につきましては、井手町国民健康保険税条例第26条第1項第3号において、その他特別の事情がある者の規定があり、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免については、現行の条例において対応することができることから、条例改正は行わないこととしております。

なお、井手町国民健康保険税条例第26条に規定する保険税の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響による井手町国民健康保険税減免取扱要領を定めているところでもあります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥山学校給食センター所長。

学校給食センター所長(奥山英高) 次に、2点目のうち給食費補助につきましては、もともと保護者から学校給食費を徴収している近隣の町やほかの県において、学校再開後、数か月ほど無料にするケースがあるやに聞いておりますが、井手町は、そもそも学校給食費は中学校卒業まで無償という、これ以上ない形で実施しておりますので、考えておりません。

また、タブレット端末の整備につきましては、先ほど脇本議員にお答えし

たとおりであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) 4点目の図書館・山吹ふれあいセンターの1足制化についてであります。現在、図書館・山吹ふれあいセンターにおきましては、センター内の保全や管理上の観点から、原則、スリッパへの履き替えをお願いしております。ただし、高齢者で履き替えが困難な場合や車椅子を利用されている方など、スリッパへの履き替えが困難な方に対しては個別に対応し、そのままご入館いただいているところであります。

また、ベビーカーが必要な方については、ベビーカーの貸出しも行っておりますし、センター入口には座って履き替えるための椅子の設置もしております。今後も多様な方にご利用いただけるよう、個別対応しながら運営をしていきたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 1点目の町の対応ですが、公務員の懲戒規則については今回、検察庁法の関係で、国民の皆さんには非常にいろんな種類があるんだな、懲戒だけじゃなくて指導上の措置というのもあるんだなというようなこともすごく周知をされているわけですが、懲戒処分に当たらないからといって、じゃあ、指導上の措置も取っていないんですか、訓告とか。嚴重注意というのは、町長は臨時議会のときに、職員みんなに注意はしましたということはおっしゃったけど、対象となった町からの通知を守っていなかった職員に対する口頭による嚴重注意等を特別にやっておられないのか。やっぱり、これ、誰も責任を取らないんですかというようなことが、住民の皆さんからは、これだけの重大な影響があったのに、役場の方としては町長は処分はされない。ご自分の監督責任はどうなんですかということも問われているわけです。ここのところはお答えがなかったですので、町長はご自分の監督責任ということはどう考えておられるのか。様々な町独自の支援策を行っていることとは全く別物でありますので、そこはきちんとどういうふうにされるのか、お伺いしたいと思います。

消毒のやり方は、もちろん府からこういうふうにしなさいということやっ

たと思うんですけれども、しかし、それでも4月9日に発症されていた人だということやから、後々その消毒したこととは無関係やったとおっしゃるのかもしれませんが、やはり事務機器等をああいいう消毒のやり方でよかったのか。テレビを見ますと、大津なんかは、大々的に防護服を着た専門職の方が噴霧で消毒されているわけですね。井手町は聞くところによると、次亜塩素酸ナトリウムをちょっと濃い目に薄めてキッチンペーパーで拭いていたというようなことを聞いたわけですけれども、それでよかったのかと。それは今後、もし起こったとしても、それで大丈夫やと京都府の方も言っているのか、それは確認をしたいと思います。

濃厚接触者の設定範囲が狭かったん違うかと。最初からもっと大きく網を広げて検査していただいていたら、こんな2度も不安を住民の方に与えるということにはなかったんじゃないかと。それは国もそうですし、府の方針がそうだったので町だけが悪いとは言いませんけれども、そこら辺がやっぱり不安を広げた材料ではないかと思うので、その辺のお考えをお聞きしたい。

国でも抗体検査に乗り出しておりますけど、京都府も府立医大を通じて、1,000名規模の抗体検査をやると発表されておまして、その中にクラスター発生事業所ということで井手町役場を対象にするというようなことを聞いております。その点について、詳しい状況をご存じであればお聞きしたいと思います。

2点目、住民支援の周知ですけれども、ホームページを見ても、電話してくださいじゃ困ると思うんです。インターネットを使える方は、申請用紙をちゃんとすぐにダウンロードできる形にさせていただきたいし、役場へもし来られたら、コロナでお困りの方はこういう申請がありますよという一目で分かるようなコロナコーナーなり、そういうことも設けていただくと。用紙は希望者には非接触で渡るように郵送等も含めて対応していただくと、そういうことをやってほしいと思いますが、いかがですか。

国保の減免に関してですが、国の4月に出ている通知によりますと、市町村や国民健康保険組合は、判断により国民健康保険料、税を減免を行うことができる。国民健康保険法第77条の規定に基づきできるとされておりますがというふうに書いてありまして、新型コロナだけでなく従来からできるわけですね。それを本町はやらない。今回、じゃあ、その条例を整備しないで、特に必要と認めるときということをやると言うんだったら、今後も急激

に収入が落ちた方には、特例の第3号ですか、条例の。そこでその条文で対応できるということでないとおかしいと思いますが、もう一度、確認をしたいと思います。

避難所関係ですけれども、訓練できるかどうか分からないという話もありましたが、ほぼ今、町内で4か所ぐらい警報が出たら避難所を開設しますね。そのときに職員は何人いるかといったら、2人しかいないわけですよ。そんなんで国が示している、避難者カードを書いてもらって、検温して、体調管理して、3メートル四方のテープを貼るのか、パーテーションを設けるのか、そんなことはできないですよ。表向きは2波、3波に備えてやります、きっちり対応しますと言っているけど、実際はそういう準備ができていないということは、やっぱり油断しているというふうに思われても仕方がない。

国は今回の地方創生臨時交付金で、避難所の備品についてはマスクや消毒液、防護服だけでなくパーテーションと段ボールベッド、これもその交付金で買ってもらっていいですよ、措置してもらっていいと、そういう通知をわざわざ出しているわけですね。本町では、今までも段ボールベッドも用意しない、パーテーションも用意しない。もしたくさん来はったら教室に分散してもらおうと言いますが、そんなことができない避難所もあるじゃないですか。やっぱりそこら辺は、国が標準としてこうしたらどうですかと言っていることをこの機会にちゃんと活用して、本気で準備するということが必要じゃありませんか。段ボールベッドとパーテーション、購入予定はないんですか、お尋ねします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 前回の5月1日の臨時議会、今回の谷田議員の質問、非常に驚くと同時に不思議な感じで聞いていました。2点あります。

1点でありますけれども、顧問弁護士に状況を詳しく説明しながら見解を伺った結果、前回も今回もお答えをしておりますように、処分できるような事案ではないと、こういうことであります。もちろん、文書訓告あるいは文書注意、口頭注意、こういうことも同様であると、こういうことであります。そういう中で処分をするということになりますと、訴えられて町が負けると

ということになるわけです。そこらを分かりながら聞かれているのか、分からんと聞かれているのか分かりませんが、町はそういう考え方である。したがってできないと、こういうことであります。当然、できないということになりますと、もちろん監督責任もそうでありますし、それは該当しないと、こういうことになるわけでありまして、信用失墜行為も同様であると、こういうことになります。

もう一つは、私自身、以前から共産党さんの考え、労働者側に立たれているなど、このように思っていたわけでありまして、前回も今回も、なぜ処分しないのかと、こういうことを言われているわけでありまして、さらに、町長、職員に、身内に甘い対応ではないかと、こういうことも言われているわけでありまして、大変今までの私の受け止め方というか、印象が変わったのかなど、このようにも思っているわけでありまして。

いずれにいたしましても、先ほどもお答えしましたように、これは処分に該当する事案ではないと、こういうことをはっきり言われているわけでありまして、そのように対応していると、こういうことであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 府の抗体検査の実施についてでありますけれども、府の方からは第1波の検証及び疫学的調査のためということで、協力要請があったものでございます。現在、府の6月補正予算ということで計上されているものでございますので、まだ具体的な実施内容についてはお聞きをしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどの消毒の実施の仕方についてのご質問でございますけれども、私どもは一番前に職員が防護服と申しますか、すぐ洗い流せるようなナイロン系の服を着て、噴霧器で一番最初、壁から机から全部やって、それをペーパータオルで拭いていくというふうな作業をしておりますので、まず噴霧器を使って対応していると。それをまた保健所の方にも伝えて、そういうふうな対応でしてもらおうというふうなことで、したことについての保健所の指導に基づいてやっていると。それで結構だということでの了解を頂

いているというところであります。

それと、先ほど言いましたように機器類の話でございますけど、これも実は報道等ということでおっしゃっていただいていますけれども、私どもも、機器類とは報道に載って初めて、そういうことを言われているなどということは聞いたんですけれども、その方については保健所に伺いますと、それは一般的な話をしたと。記事の中にはエレベーターのスイッチとかも書いていますので、井手町にはエレベーターはございませんので、あくまでも一般的なことを申し上げたということ、それはちゃんと聞いておりますので、一般的には機械からうつることもあろうかというふうなことを記者の方にしゃべったということをおっしゃってられました。ですから、私どもも考えている、ではないかというレベルですけれども、今コロナウイルスは14日以内に熱が出るとか、そういうふうなことというのもあるというふうなことでありますので、3月31日から例えばいた職員と何か接触をして、4月9日であれば十分に14日以内でありますので、何らかの形の接触があったんではなからうかというふうに思われると考えるとお答えさせていただいたところでございます。

それと、濃厚接触者の関係でございますけれども、こちらにつきましては私どもも陽性者が出たときに、咳であったり、会議の開催した内容であったり、そういうふうなことをヒアリングとか、疫学的調査によって保健所の方でされますもので、それに基づいてこの職員、この職員として指定がありますもので、私どもはそれに従っていったということで、結果、クラスターがある一定収まってきたというふうなことでございます。その対応を、早くしていただいたというふうに申し上げたところでございます。

それと、避難所の関係でございますけれども、確かに、5月に京都府からの作成指針が出て、私どもも、そういうことかということいろいろ調整を図りながら、うちができる範囲内でマニュアルを作成しております。本当に実際になったときにもいろいろな対応は必要かと思えますけれども、取りあえず今のところ、今までよりも必要なマスクであるとか、消毒液、ペーパータオル、ハンドソープ、ポンプ式であるとか、そういうようなことは用意は全部しておりますけれども、あと、段ボールベッドであるとかパーテーションについては、現在のところ、夏場暑い時期もありますのでいかななものかというふうなことも考慮しながら、今のところは検討はしていないというところ

ろでございます。

ただ、2名で避難所を今4か所ほど開けているということでもありますけれども、その辺については受付なり、ちゃんと対応ができるような形で職員の配置なども、その辺も検討していくということにはなりますので、そのようなことでこの夏、避難所開設時には対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 国民健康保険税の減免についてでありますけれども、国民健康保険税条例にその他特別の事情がある者の規定があるということで、今回、新型コロナウイルス感染症の影響による者としていただいております。前年に収入が減少したために、生活が困難となった場合の減免規定につきましては、これまでからの議会でもお答えさせていただいておりますが、本町の国保財政は大変厳しく、基金の保有もなく、赤字が見込まれば一般会計からの法定外繰入れにより補填しているところでありますので、現在の状況からすると、収入減少による減免を講じることはできないと考えております。

以上です。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 町長のお言葉ですけれども、やっぱり十分な感染防止策をするということが職員の命や健康を守ると。ひいては、安心・安全に仕事をしてもらって、住民の皆さんの利益を守ってもらうということであって、あくまで職員の立場でいろいろお願いをしているということは、町長、見解が違ふとまたそういうふうにおっしゃらないで、よくご理解を頂きたいと思っております。

でも、今回、これだけ大きな影響があつて、全国で井手町の名前が知れわたってしまったって、他府県からも大丈夫ですかという電話がかかってきたとか、いろいろ住民の皆さんは本当に心配をされたわけです。なぜこんなことになったのかということが皆さん分からないから、どうなっているのかな、何でそんなときに宴会しはったんというようなことも、おわびはされても全然事

情も明らかになってないじゃないですか。それは個々の職員の責任を問うまでの事案ではないと町長がおっしゃるんやったら、やっぱり監督責任として、自分はどうかなのかということをごきちんとして形にして表されるのが筋ではないかと申し上げて、質問を終わります。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。13時15分まで休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時15分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件。

井手町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、令和2年3月31日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、7ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります。

例規ページ数1777ページ、第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定でありまして、見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、第1項中第3号を削り、第4号を第3号とするものでありまして、地方税法等の改正に伴い、条文を整備するもの

であります。

次に、例規ページ数 1778 ページ、第 35 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定の改正につきましては、先ほどの第 35 条の 3 の 2 の改正と同様に、地方税法等の改正に伴い、条文を整備するものであります。

8 ページをお開きください。

次に、例規ページ数 1785 ページ、第 47 条、法人の町民税の申告納付の規定でありまして、法改正に伴い、第 2 項中の引用条文の項を繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1792 ページ、第 53 条、固定資産税の納税義務者等の規定でありまして、法改正に伴い、第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に、第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項後段に、災害等により固定資産の所有者が不明の場合に、使用者を所有者とみなして課税する場合には、その旨を事前に使用者に通知する規定を追加するものであります。

次に、第 4 項の次に今回、新たに第 5 項として、法改正に伴い、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が 1 人も明らかとならない場合で使用者を所有者とみなして課税する場合には、その旨を事前に使用者に通知する規定を追加するものであります。

次に、旧の第 5 項から 11 ページの旧の第 7 項までの規定の改正につきましては、それぞれの項を 1 項ずつ繰り下げるとともに、法改正に伴い、文言修正及び引用条文の項を繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1796 ページ、第 60 条、固定資産税の課税標準の規定でありまして、法改正に伴い、第 9 項及び第 10 項中、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

12 ページをお開きください。

次に、例規ページ数 1797 ページ、第 60 条の 2、法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、見出しを含み引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、今回、第 73 条の 2 の次に新たに、第 73 条の 3、現所有者の申告の規定を追加するものでありまして、法改正に伴い、登記簿上の所有者が死

亡し相続登記がなされるまでの間において、相続人等の現所有者に対して、相続等により所有していることを知った日の翌日から3か月以内に、氏名、住所等の必要事項を申告させる規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数1804ページ、第74条、固定資産に係る不申告に関する過料の規定でありまして、法改正に伴い、不申告に関する過料の規定に、前条に規定する現所有者の申告を追加するとともに、文言修正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1813ページ、第95条、たばこ税の課税免除の規定でありまして、今回、第2項に新たに輸出等に係る課税免除の手続を簡素化する規定を追加するものでありまして、これまで課税免除の適用を受けるためには、卸売販売業者等は申告書とともに課税免除事由に該当することが分かる書類を添付する必要がありましたが、法改正に伴い、その書類の保存を前提に、申告書への添付を不要とする規定を定めるものであります。

また、これに伴い、旧の第2項における規定の文言を修正するとともに、旧の第2項及び第3項をそれぞれ1項ずつ繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数1813ページ、第97条、たばこ税の申告納付の手続の規定でありまして、第1項中「第95条第2項」を「第95条第3項」に改める条文の整備であります。

14ページをお開きください。

次に、例規ページ数1817ページ、第130条、特別土地保有税の納税義務者等の規定でありまして、第6項中「第53条第6項」を「第53条第7項」に改めるものでありまして、引用条文の項を繰り下げる条文の整備であります。なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度より課税を停止しております。

次に、例規ページ数1823ページ、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定でありまして、改元に伴い、「平成34年度」を「令和4年度」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1824ページ、附則第7条の3の2の規定でありまして、改元に伴い、第1項中の年号を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1824ページ、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、本特例の適用期限を3年延長するとともに、改元に伴い、第1項中の年号を改め

る条文の整備であります。

16 ページをお開きください。

次に、例規ページ数1826 ページ、附則第10条、読替規定の規定でありまして、「又は法」を「又は」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1826 ページ、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、第2項を削除し、第3項の引用条文の号を改めるとともに、同項を第2項とし、第4項及び第5項を第3項、第4項とし、第6項から第13項までの引用条文の項を改めるとともに、それぞれ1項ずつ繰り上げ、第14項を削除し、第15項から第18項までの引用条文の項等を改めるとともに、それぞれ2項ずつ繰り上げ、今回、新たに第17条の規定を追加し、第19項から第22項までの引用条文の項を改めるとともに、それぞれ1項ずつ繰り上げ、第23項を削除し、第24項から、次のページをお開きください、第26項までの引用条文の項を改めるとともに、それぞれ2項ずつ繰り上げ、今回新たに第25項の規定を追加し、第27項を第26項とするものでありまして、地方税法附則第15条の改正内容に基づき、本条に定める固定資産税の課税標準の特例措置の規定を改めるものであります。

次に、例規ページ数1831 ページ、附則第11条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でありまして、改元に伴い、見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1831 ページ、附則第11条の2、平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例の規定でありまして、改元に伴い、見出しを含み年号を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数1831 ページ、附則第12条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、改元に伴い、見出しを含み年号を改めるとともに、「又は法」を「又は」に改める条文の整備であります。

21 ページをお開きください。

次に、例規ページ数1832 ページ、附則第12条の2、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置の規定でありまして、法改正に伴う引用法律の改めと、改元に伴う条文の整備であ

ります。

次に、例規ページ数 1833 ページ、附則第 13 条、農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でありまして、改元に伴い、見出しを含み年号を改めるとともに、「又は法」を「又は」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1834 ページ、附則第 15 条、特別土地保有税の課税の特例の規定でありまして、改元に伴い、第 1 項及び第 2 項中の年号を改めるとともに、「又は法」を「又は」に改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数 1841 ページ、附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、法改正に伴い、本特例の適用期限を 3 年延長するとともに、改元に伴い、第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1850 ページ、附則第 22 条、個人の町民税の税率の特例等の規定でありまして、改元に伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 2 条関係）でありまして、平成 31 年井手町条例第 6 号の一部を改正するものであります。

例規ページ数 1965 ページ、附則であります。

附則第 1 条、施行期日から、次のページ、附則第 4 条、軽自動車税に関する経過措置までの規定の改正につきましては、改元に伴う条文の整備であります。

26 ページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 3 条関係）でありまして、令和元年井手町条例第 11 号の一部を改正するものであります。例規ページ数は、未施行規定のため記載しておりません。

第 2 条の改正につきましては、法改正に伴い、第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削除する条文の整備であります。

次に、附則であります。

附則第 1 条、施行期日の改正につきましては、法改正に伴い、第 3 号を削除と改め、第 4 号中「前号に掲げる改正規定を除く」を削除する条文の整備

であります。

次に、附則第3条の改正につきましては、法改正に伴い、削除と改める条文の整備であります。

次に、井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第4条関係）でありまして、平成27年井手町条例第27号の一部を改正するものであります。

例規ページ数1953ページ、附則第6条、町たばこ税に関する経過措置の規定でありまして、改元に伴い、同条中の年号を改める条文の整備であります。

29ページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第5条関係）でありまして、平成28年井手町条例第20号の一部を改正するものであります。

例規ページ数1959ページ、附則であります。

附則第1条、施行期日から附則第3条までの規定の改正につきましては、改元に伴う条文の整備であります。

31ページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第6条関係）でありまして、平成29年井手町条例第10号の一部を改正するものであります。

例規ページ数1961ページ、附則であります。

附則第2条、町民税に関する経過措置、第2項の規定の改正につきましては、改元に伴う条文の整備であります。

32ページをお開きください。

井手町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第7条関係）でありまして、平成30年井手町条例第19号の一部を改正するものであります。

例規ページ数1963ページ、附則であります。

附則第1条、施行期日から35ページの附則第9条、手持品課税に係る町たばこ税までの規定の改正につきましては、改元に伴う条文の整備であります。

それでは、4ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。

次に、第2条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次のページをご覧ください。

次に、第3条、固定資産税に関する経過措置の規定であります。

次に、第4条、井手町税条例の一部を改正する条例の一部改正の規定であります。

次に、第5条から次のページの第7条まで、それぞれ井手町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の規定であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　ページ数で言いまして、まず7ページですけども、旧の方にあった、単身児童扶養者という言葉がなくなっておりまして、どういう立場の方がどういう扱いに変わるのか。影響する人数等、分かるでしょうか。影響額等も試算されていたらお願いします。

9ページですけども、固定資産税を誰が払うのかということですけども、53条の2項にある現に所有している者というのは誰を指すのか。それと、5項にある法第343条第5項に規定する、探索を行ってもなお所有者の存在が不明である場合というのは、どういう探索をしたら不明という形でこの5項の該当になるのか、お願いします。

それと、12ページですが、第73条の3で現所有者の申告というのがありますが、これまでも、もし土地や建物所有者の方が亡くなったときに、亡くなったとしても納税はしてもらわなあきませんので、これまではどういう手続をして、どなたに固定資産税を払っていただいていたのか、それがどう変わるのか。現所有者を申告するという場合、納税義務者を特定することになるのか、相続人全部を書いてもらうというような形になるのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）　ただいまのご質問にお答えします。

単身児童扶養者についてなんですけども、今回、規定から単身児童扶養者

の項目を削除することになりましたのは、このたび地方税法の改正に伴いまして、独り親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平を解消するため、未婚の独り親に対する税制上の措置が講じられ、令和3年度から婚姻歴の有無にかかわらず、子を扶養する独り親に対しまして、所得控除や非課税措置が適用されるということになっております。単身児童扶養者、いわゆる未婚の独り親につきましては、昨年度の税制改正におきまして、令和3年度から前年の合計所得金額が135万円以下の方に対する非課税措置の適用がなされているところでありまして、このたび独り親の規定の創設に伴い、単身児童扶養者に関する規定が削除されるということになったものであります。

単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている対象児童の父または母のうち現に婚姻していない者、または配偶者の生死の明らかでない者というふうに規定をされております。

単身児童扶養者の影響ですけれども、税務課の方では現在、単身児童扶養者、いわゆる未婚の独り親を把握できる課税資料等はございませんので、扶養手当所管課に確認いたしましたところ、現在、受給されている方の中では5名の方がおられるという情報はつかんでおるところなんですけれども、その影響額につきましては、現時点では、その5名の個人を特定する情報は得ることができませんし、適用開始が令和3年度からですので、それまでの間に個人の収入や生活状況が変化することもあり、現時点では算定をできないものというふうにしております。

次に、53条の現に所有している者ということについてですけれども、基本的に固定資産税の納税義務者は、原則として、登記簿上の所有者となっておりますけれども、登記簿上の所有者が既に死亡している場合は、その資産を現に所有している者、通常は相続人となりますけれども、その方を納税義務者というふうにするということになります。ですので、実際にはもう死亡している方に対して、相続人の方が現に相続財産として所有されているということになりますので、実際には相続人の方が現に所有している者というふうなことになります。

どういう探索を行うのかということなんですけれども、現に所有している者を特定するということになりますと、住民基本台帳や戸籍簿等の公簿上の調査、または関係者への質問調査等を尽くす必要がありまして、こういった調

査によって相続人を調査していくという形のものになります。

現所有者の申告といいますのは、これまでは登記簿上の所有者が死亡されている方の場合、住民基本台帳や戸籍等を調査しまして相続人を調査して、実際の所有されている方、相続によって所有されている方を特定するという形を取ることにいたしますけども、法改正によって今回、現所有者の申告という規定が定められたわけなんですけども、本町におきましては、死亡された方については現所有者の届出というものを実際は提出してもらう形を取っておりまして、それに基づいて実際所有されている方の特定なりをするために申告を頂いているという経過もありまして、これが今回、法改正によりまして定められたので、引き続きそういう形で現所有者の特定に努めていくということになります。そして、特定する方が、申告が全員か一部かということなんですけども、基本は全員の方から申告を頂くといいますか、亡くなられた方に対しての相続人の方全ての名前をもって申告という形を取るのが原則ですけども、その中の一部であってもその方から申告があれば、その方を所有者とみなして課税をするという形になり得るものであります。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） これまでも現に所有している人の届けは出してもらっているということやから、これが条例で申告を義務化するという事で変わらないのかもしれないんですけど、使用者の人を今度、所有者とみなすということもできるようになるんですけど、実際困っているのは、使用者もいない住宅土地を一体誰に固定資産税を払ってもらうかということ困っているわけですね。それにはやっぱり、これではつながらないのかというふうに思うんですが、多少はこれで空き家対策にもつながるものやということなんですか。どういうことになりますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 今までですと、こちらの方で全て戸籍や住民基本台帳を調査して相続人を特定して、実際、所有されている方を調べるということになるわけなんですけども、今まではそういった形でなかなか法規定で申告書

の定義というか、義務化ができていなかった分がありますので、今後はそういう形で相続人の方から申告書を頂くことによって、本来でしたら住民基本台帳や戸籍等を調べて所有者の特定をするということに対して、迅速にそれが判明するというのもありますので、そういったことで、これまでよりも効果があるものと考えております。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

今、説明があったように、町の課税する立場としては、使用者を所有者とみなして課税できるという根拠がこれで示されますので前進かとは思いますが、結局、そうすると、所有者とみなすだけであってその人はやっぱり土地を処分したりはできないわけで、そのためにかえって、本来やっただけと戸籍を追って誰が所有者なのかちゃんとたどっていた事務を課税のためだけにはしなくてよくなる。だけど実際、活用しようと思ったら、それでは活用できない。町でもしそこを買収したいと思っても、所有者とみなすだけであって、処分はその人ができないのは変わらないと思いますから、その辺はこういうことで課税は楽になったとしても、ちゃんと所有者を特定して活用できるようにするということは、おろそかにならないようにしてほしいという要望をして、賛成します。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第1号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、日程第 6、報告第 2 号、専決処分の報告についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、報告第 2 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1 枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、令和 2 年 3 月 31 日付で専決処分により所要の改正をしたものであります。

それでは、3 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 1973 の 2 ページ、第 2 条、納税義務者等の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1973 の 3 ページ、附則であります。

今回、法改正に伴い、附則第 3 項を削除し、附則第 4 項及び第 5 項の規定につきましては、見出しを含み引用条文の項を繰り上げるとともに、それぞれの項を 1 項ずつ繰り上げ、今回、新たに附則第 5 項として、法附則第 15 条第 4 7 項の条例で定める割合の規定を追加する条文の整備であります。

4 ページをお開きください。

次に、附則第 7 項から 6 ページの附則第 1 2 項までの規定の改正につきましては、改元に伴い、見出しを含み「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改めるとともに、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め

るものでありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

次に、附則第16項の規定につきましては、法改正に伴い、引用条文の項及び文言を改める条文の整備であります。

次に、附則第17項、用途変更宅地等及び類似変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置の規定でありまして、法改正に伴い、引用する法律を改めるとともに、改元に伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次に、第2項から第4項につきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したの

で、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1977ページ、第2条、課税額の規定であります。第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改めるものでありまして、基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額について改めるものであります。

次に、例規ページ数1983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定であります。第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、次の3ページをご覧ください。同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改めるものでありまして、5割軽減及び2割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改めるものであります。

次に、例規ページ数1987ページ、附則第3項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例及び第4項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の改正につきましては、法改正に伴い、第35条の2第1項の次に、第35条の3第1項を加える条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

2項、適用区分の規定であります。この条例による改正後の井手町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　2ページですけど、第2条の課税の基礎賦課額の限度額ですけれども、基礎課税分で61万円が63万円、介護納付分で16万円が17万円ということで、合計3万円の賦課限度額が増額になると思います。この影響を受ける世帯は何世帯何人で、影響額としてはどのくらいになりますか。

それと、この賦課限度額というのは、何も高額所得者の方だけに関わるものではなくて、多人数多子世帯の場合は、それほど高額な所得でなくても限度額に達してしまうということがあるかと思います。特に、全く収入のない子どもにまで一人一人の人頭割の課税がかかってくるという仕組みに国保はなっていますので、そういう皆さんの負担については配慮しなければいけないと思うんですが、18歳以下の子どもの国保加入者というのが何人おられるかということをつかんでおられたら、ご説明を頂きたいと思います。

それと、次は3ページですけども、3ページには逆に、低所得世帯の軽減割合の軽減の対象の拡大になると思うんですけども、これまで28万円やったものが28万5,000円、51万円だったものが52万円ということで、5割軽減や2割軽減の世帯、人数拡大すると思いますが、これも影響を受けるのが何世帯何人で、額は幾ら影響するのかお尋ねをします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず限度額につきましては、基礎課税分63万円に改正するわけでござい

ますが、世帯につきましては6世帯で人数は22名。それから、影響額につきましては12万円の増ということでございます。それから、介護分につきましては、2世帯で3名、影響額につきましては2万円の増でございます。

それから、ちょっと前後するんですけども軽減の数につきまして、5割軽減の影響する世帯につきましては、基礎課税分の方で5割軽減が1世帯2人の増、2割軽減が3世帯で3人の増、介護分の方で5割軽減は増減なしで、2割軽減が1世帯1人の増でございます。影響額につきましては、全体の合計で9万8,000円の減額となっております。

それからあと、18歳未満の子どもの加入者についてであります。後ほど資料を確認して答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

今、影響額をお聞きしますと、僅かに減額になる方よりも増える方の額の方が大きいということですが、別に12万円ですか、14万円対9万8,000円の差で反対するわけではありませんけれども、そもそもずっと遡って調べますと、後期高齢医療が開始されたのが平成20年、2008年で、そのときには限度額は医療基礎額支援分、介護分を合わせて68万円だったんです、井手町ね。それが12年たちまして、このとおり改訂されたら、何と99万円になるわけですね。そんな31万円も上がると。高額所得の方だけやったら、そういう方に限ってということやったらまだ分からないでもないんですけども、さっきも言ったように、多人数だから、子どもが多いからということで非常に国保税が高いという方も多数おられるわけで、そういう方にも影響するということをお考えですと、僅かに軽減になる世帯も出てくるわけですが、限度額の負担引上げということには反対をいたします。

特に、全く収入のない子どもに対しては、国保税の減免を行うという自治

体が増えています。東京でもたくさんやっていますし、仙台なんかもやっています。ぜひそれについてもお考えいただきたいと要望して、反対討論とします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正によりまして、介護保険法施行令が3月30日に公布、4月1日に施行されたことにより、現行の改正及び第1号被保険者の第1段階から第3段階までの介護保険料の減額賦課に係る保険料率の改正に伴い、専決処分により所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町介護保

険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数 3091 ページ、第 3 条、保険料率の規定であります。第 3 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 3 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に改め、第 1 段階の保険料「2 万 4, 188 円」を「1 万 9, 350 円」に改めるものであります。同条第 4 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に改め、第 2 段階の保険料「4 万 3 13 円」を「3 万 2, 250 円」に改めるものであります。同条第 5 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に改め、第 3 段階の保険料「4 万 8, 053 円」を「4 万 6, 440 円」に改めるものであります。

それでは、1 ページにお戻りください。附則であります。

第 1 条、施行期日の規定であります。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条、経過措置の規定であります。改正後の井手町介護保険条例第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 新旧対照表の 2 ページですけれども、保険料率第 3 条の 3 項、4 項、5 項にそれぞれ、保険料の低い方から第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の方の額が旧の額よりもかなり引き下げられるということになっているわけですが、これはそれぞれの段階で何人、額は幾ら影響がありますか。国の方から措置してもらえと思うんですが、全額国から頂けるのかどうか、確認します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

各段階別の軽減対象者と、本来の保険料と比較した減額額につきましては、

第1段階で申し上げますと623人で、金額にして803万6,700円、第2段階で235人で378万9,375円、第3段階では133人で42万8,925円、合計いたしますと991人で、1,225万5,000円を見込んでおります。

なお、本議会に提出しております補正予算におきまして、当初予算では第1段階の軽減保険料713万1,000円を予算計上しておりましたので、その分を除いた差額といたしまして512万4,000円を計上しているところでございます。こちらの財政措置につきましては、国・府・町の負担がありまして、軽減に係る保険料減額相当分は国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1の負担割合となっているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論をいたします。

国の措置も半額あるわけですけれども、本町としても、苦しい中からまた負担をしなければならないわけですが、その財源が消費税の増税分ということになっているかと思えます。そういう財源に頼らなくても、国の方から本当に介護に必要なお金は出していただくということを求めたいとは思いますが、これで軽減になる方々が多数いらっしゃると思いますので、賛成をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第 9、報告第 5 号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、報告第 5 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和元年度井手町一般会計補正予算(第 7 回)でございます。

1 枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和元年度井手町一般会計補正予算(第 7 回)。

令和元年度井手町の一般会計補正予算(第 7 回)は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,642 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,070 万 2,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

それでは、5 ページをご覧ください。第 2 表地方債補正でございます。

起債の目的、1 目土木施設整備事業債、今回 860 万円を追加いたしまして、限度額を 1 億 2,710 万円とするものであります。2 目消防防災施設等整備事業債、今回 380 万円を減額いたしまして、限度額を 2,720 万円とするものであります。3 目臨時財政対策債、今回 320 万円を減額いたしまして、限度額を 8,850 万円とするものであります。4 目総務施設整備事業債、今回 200 万円を減額いたしまして、限度額を 2,890 万円とするものであります。5 目民生施設整備事業債、今回 20 万円を減額いたしまして、限度額を 20 万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、9 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説

明申し上げます。

歳入であります。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、今回1万9,000円を減額し、計698万1,000円、地方揮発油譲与税の1万9,000円の減であります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、今回110万8,000円を追加し、計2,010万8,000円、自動車重量譲与税の110万8,000円であります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、今回26万5,000円を減額し、計73万5,000円、利子割交付金の26万5,000円の減であります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、今回4万9,000円を減額し、計595万1,000円、配当割交付金の4万9,000円の減であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、今回175万円を減額し、計325万円、株式等譲渡所得割交付金の175万円の減であります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、今回228万8,000円を減額し、計1億5,071万2,000円、地方消費税交付金の228万8,000円の減であります。

次のページをご覧ください。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、今回178万4,000円を追加し、計678万4,000円、自動車取得税交付金の178万4,000円あります。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、今回31万8,000円を減額し、計168万2,000円、環境性能割交付金の31万8,000円の減であります。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、今回124万5,000円を追加し、計424万5,000円、地方特例交付金の124万5,000円あります。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、今回1億8,118万円を追加し、計16億4,118万円、地方交付税の1億8,118万円あります。

1 1 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、今回 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、計 7 2 万 9, 0 0 0 円、交通安全対策特別交付金の 2 万 9, 0 0 0 円であります。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、今回 1, 2 6 0 万円を減額し、計 1 億 7, 1 6 6 万 5, 0 0 0 円、社会福祉費負担金の 1, 2 6 0 万円の減であります。2 項国庫補助金、4 目土木費補助金、今回 1 9 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、計 1 億 1, 3 7 8 万 8, 0 0 0 円、住宅費補助金の 1 9 3 万 8, 0 0 0 円の減であります。

1 5 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費負担金、今回 6 3 0 万円を減額し、計 8, 6 0 6 万 2, 0 0 0 円、社会福祉費負担金の 6 3 0 万円の減であります。2 項府補助金、1 目総務費補助金、今回 3, 3 7 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、計 6, 1 2 1 万 1, 0 0 0 円、総務管理費補助金の 3, 3 7 4 万 3, 0 0 0 円あります。2 目民生費補助金、今回 2 7 7 万 8, 0 0 0 円を追加し、計 5, 6 5 5 万 1, 0 0 0 円、社会福祉費補助金の 1 7 8 万円、児童福祉費補助金の 9 9 万 8, 0 0 0 円あります。5 目商工費補助金、今回 2, 0 5 7 万円を追加し、計 2, 0 6 8 万 5, 0 0 0 円、商工費補助金の 1, 7 8 2 万円、観光費補助金の 2 7 5 万円あります。6 目土木費補助金、今回 1, 5 6 7 万 8, 0 0 0 円を追加し、計 4, 9 1 3 万 3, 0 0 0 円、河川費補助金の 1 0 7 万 8, 0 0 0 円、都市計画費補助金の 1 0 0 万円、道路橋梁費補助金の 1, 2 1 2 万円、次のページをご覧ください。住宅費補助金の 1 4 8 万円あります。7 目教育費補助金、今回 3 9 0 万円を追加し、計 6 3 4 万 9, 0 0 0 円、小学校費補助金の 1 2 4 万 5, 0 0 0 円、中学校費補助金の 9 6 万 5, 0 0 0 円、社会教育費補助金の 1 6 9 万円あります。8 目消防費補助金、今回 2 2 6 万 8, 0 0 0 円を減額し、計 3 8 3 万 2, 0 0 0 円、消防費補助金の 2 2 6 万 8, 0 0 0 円の減であります。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、今回 1 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、計 1 5 2 万円、一般寄附金の 1 6 万 8, 0 0 0 円あります。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、今回 1 億 1, 1 3 3 万 2, 0 0 0 円を減額し、計 0 円、財政調整基金繰入金の 1 億 1, 1 3 3 万 2, 0 0 0 円の減であります。2 目減債基金繰入金、今回 5, 0 0 0 万円を減額し、計 0 円、減債基金繰入金の 5, 0 0 0 万円の減であります。3 目都市開発基金繰入金、今回 2 億 2, 9 6 5 万 8, 0 0 0 円を減額し、計

0円、都市開発基金繰入金の2億2,965万8,000円の減であります。
4目消防防災施設等整備基金繰入金、今回463万円を減額し、計0円、消防防災施設等整備基金繰入金の463万円の減であります。5目教育施設整備基金繰入金、今回939万3,000円を減額し、計0円、教育施設整備基金繰入金の939万3,000円の減であります。7目庁舎等整備基金繰入金、今回60万6,000円を減額し、計1,473万4,000円、庁舎等整備基金繰入金の60万6,000円の減であります。8目ふるさと応援基金繰入金、今回3万9,000円を減額し、計45万1,000円、ふるさと応援基金繰入金の3万9,000円の減であります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回3億897万6,000円を追加し、計3億4,966万4,000円、前年度繰越金の3億897万6,000円であります。

21款町債、1項町債、1目土木施設整備事業債、今回860万円を追加し、計1億2,710万円、道路橋梁整備事業債の540万円、次のページをご覧ください。都市計画整備事業債の80万円、河川整備事業債の240万円であります。2目消防防災施設等整備事業債、今回380万円を減額し、計2,720万円、消防防災施設等整備事業債の380万円の減であります。3目臨時財政対策債、今回320万円を減額し、計8,850万円、臨時財政対策債の320万円の減であります。4目総務施設整備事業債、今回200万円を減額し、計2,890万円、総務施設整備事業債の200万円の減であります。5目民生施設整備事業債、今回20万円を減額し、計20万円、社会福祉施設整備事業債の20万円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回170万円を減額し、計3億22万2,000円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の29万円、地方債の130万円の減、その他の49万6,000円の減、一般財源の19万4,000円の減であります。委託料の170万円の減であります。2目文書広報費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の90万円、一般財源の90万円の減であります。3目財政管理費、今回2億2,350万6,000円を追加し、計7億8,096万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2億2,350万6,000円あります。積立金の2億5,064万8,00

0円、繰出金の2,714万2,000円の減であります。5目財産管理費、今回60万円を減額し、計2,239万4,000円、財源内訳といたしまして、地方債の70万円の減、一般財源の10万円であります。工事請負費の60万円の減であります。

6目企画費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の90万円、一般財源の90万円の減であります。9目まちづくり推進費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の140万円、一般財源の140万円の減であります。10目電子計算費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の300万円、一般財源の300万円の減であります。11目交通対策費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の324万円、その他の1億1,275万6,000円の減、一般財源の1億951万6,000円あります。12目ふるさと応援基金費、今回16万8,000円を追加し、計151万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の16万8,000円あります。積立金の16万8,000円あります。14目庁舎建設費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の11万円の減、一般財源の11万円あります。

4項選挙費、5目井手町長選挙費、今回424万円を減額し、計142万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の424万円の減であります。報酬の44万5,000円の減、職員手当の47万6,000円の減、賃金の183万9,000円の減、旅費の1万円の減、需用費の55万円の減、次のページをご覧ください。役務費の78万5,000円の減、使用料及び賃借料の3万5,000円の減、備品購入費の10万円の減であります。6目井手町議会議員補欠選挙費、今回196万円を減額し、計36万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の196万円の減であります。報酬の4万4,000円の減、職員手当の33万7,000円の減、需用費の96万2,000円の減、役務費の61万1,000円の減、使用料及び賃借料の6,000円の減であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回2,520万円を減額し、計3億3,246万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,412万円の減、その他の1万3,000円の減、一般財源の1,106万7,000円の減であります。扶助費の2,520万円の減

であります。2目老人福祉費、今回20万円を減額し、計7,078万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の610万円、地方債の20万円の減、一般財源の610万円の減であります。工事請負費の20万円の減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の99万8,000円、一般財源の99万8,000円の減であります。2目保育園運営費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の212万3,000円、一般財源の212万3,000円の減であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、今回250万円を減額し、計3,642万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の250万円の減であります。委託料の100万円の減、負担金補助及び交付金の150万円の減であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、今回1,960万円を減額し、計1億4,380万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の308万7,000円の減、一般財源の1,651万3,000円の減であります。委託料の1,450万円の減、負担金補助及び交付金の510万円の減であります。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、今回64万8,000円を減額し、計371万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の64万8,000円の減であります。委託料の64万8,000円の減であります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,782万円、一般財源の1,782万円の減であります。2目観光費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の275万円、その他の2万6,000円の減、一般財源の272万4,000円の減であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の120万円、一般財源の120万円の減であります。

次のページをご覧ください。

2目道路新設改良費、今回640万円を減額し、計1億5,905万2,

000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,092万円、地方債の540万円、その他の3,144万8,000円の減、一般財源の872万8,000円であります。工事請負費の640万円の減であります。

3項河川費、1目河川維持費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の140万円、その他の150万円の減、一般財源の10万円あります。2目河川改良費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の32万2,000円の減、地方債の240万円、その他の305万円の減、一般財源の97万2,000円あります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の500万円、地方債の220万円、その他の7,840万4,000円の減、一般財源の7,120万4,000円あります。2目公園費、今回140万円を減額し、計1,088万4,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の100万円、地方債の140万円の減、その他の250万円の減、一般財源の150万円あります。工事請負費の140万円の減であります。

5項住宅費、1目住宅管理費、今回300万円を減額し、計6,154万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の45万8,000円の減、一般財源の254万2,000円の減であります。工事請負費の300万円の減であります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の132万2,000円、その他の360万円の減、一般財源の227万8,000円あります。2目非常備消防費、今回20万円を減額し、計3,822万6,000円、財源内訳といたしまして、地方債の30万円の減、一般財源の10万円あります。備品購入費の20万円の減であります。3目消防施設費、今回240万円を減額し、計2,085万6,000円、財源内訳といたしまして、地方債の250万円の減、その他の103万円の減、一般財源の113万円あります。工事請負費の240万円の減であります。4目災害対策費、今回960万円を減額し、計1,769万4,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の359万円の減、地方債の100万円の減、一般財源の501万円の減であります。委託料の870万円の減、工事請負費の90万円の減であ

ります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 90 万円、その他の 318 万円の減、一般財源の 228 万円であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 60 万円、一般財源の 60 万円の減であります。

2 目教育振興費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 万 5,000 円、一般財源の 4 万 5,000 円の減であります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 40 万円、一般財源の 40 万円の減であります。

2 目教育振興費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 万 6,000 円、一般財源の 2 万 6,000 円の減であります。

5 項保健体育費、2 目学校給食センター費、今回 280 万円を減額し、計 3,816 万 6,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1,256 万 7,000 円、その他の 689 万 3,000 円の減、一般財源の 847 万 4,000 円の減であります。備品購入費の 280 万円の減であります。

12 款公債費、1 項公債費、1 目元金、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の 5,000 万円の減、一般財源の 5,000 万円あります。

次のページをご覧ください。

2 目利子、今回 480 万円を減額し、計 1,721 万 7,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 480 万円の減であります。償還金利子及び割引料の 480 万円の減であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　12 ページから 13 ページにかけてですが、歳入の方

で基金の繰入金がございますが、減額になっております。結局、これで基金は、補正前に4億2,492万3,000円繰り入れようと思っていたものが4億円以上繰り入れずに済むということですが、それぞれの基金の直近の残高を教えてくださいたいと思います。財調基金、減債基金は15ページでさらに積立てをされますので、積み立てて幾らになるのか。他の基金というのは12ページ、13ページに出てくる基金、それぞれの残高をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

各基金の残高でございます。5月末時点での各基金の残高を、順番に述べさせていただきます。

まず、順番が前後いたしますが、都市開発基金から申し上げます。14億270万6,264円、財政調整基金23億6,315万3,504円、教育施設整備基金2億2,770万9,488円。続きまして、消防防災施設等整備基金であります。2億1,360万2,637円、減債基金6億697万1,835円、住宅新築等基金497万8,812円、ふるさと応援基金343万2,862円、中学生夢・未来支援国際交流基金4,637万6,361円、庁舎等整備基金18億501万4,123円、地域商業活性化支援基金1億3,080万2,129円、町民体育大会支援基金1,000万円、森林整備等基金64万8,000円、社会福祉基金3億4,282万7,812円、身障者福祉基金6万5,382円。以上でありまして、一般会計の基金の総額は、71億5,828万9,209円であります。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ページ数で言いまして、19ページ、ハザードマップの更新業務の減額が上がっておりますが、結局、成果品は今、活用はどういう形になっているでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

ハザードマップの件でございますけれども、現在、完成をしております、本日、各区の方に、各戸配布で配布の方をお願いしておるということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

次に、日程第10、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、令和元年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

令和元年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）。

令和元年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。歳入歳出予算の補正の款

項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の専決処分につきましては、令和元年度井手町国民健康保険特別会計決算見込みにより、差引収支額で黒字が見込まれるため、一般会計からの法定外繰入れを減額補正したものであります。

それでは、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。3款府支出金、1項府補助金、1目保険給付金等交付金、今回421万5,000円を追加し、計7億4,994万6,000円、特別交付金の421万5,000であります。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、今回1,000万円を減額し、計8,909万7,000円、その他一般会計繰入金法定外の1,000万円の減であります。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回578万5,000円を追加し、計578万6,000円、前年度繰越金の578万5,000円であります。

次の6ページをご覧ください。

歳出であります。3款国民健康事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の421万5,000円、一般財源の421万5,000円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　5ページですけども、町長は挨拶の中で、国保は黒字になったと言っても、法定外の繰入れが減額になっただけで赤字なんやというご説明がありましたけど、当初2,100万法定外繰入れをすと言っていたですよ。それで、今回1,000万減額できたということはいいことなんですけど、1,000万も差が出てくるというのがあまり理解ができないんですけれども、端的に言ってどういう理由で会計が改善したのか、担当

者のご意見を教えていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、国保の都道府県化によりまして、納付金に対する保険税収入が不足しております、その不足分について一般会計からの法定外繰入れにより対応することといたしております、当初予算におきましては、一般会計からの法定外繰入れを2,100万円予算計上しておりましたが、前年度の繰越金、前年度は1,600万円一般会計から法定外繰入れを繰り入れていただきまして、その前年度の繰越金が578万5,000円繰り越せたということでございます。

それから、今回、府の繰入金が増加しておりますので、今回1,000万円の歳入見込みが立てられましたので、一般会計からの法定外繰入れ1,000万円を減額補正することとしたものでございます。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。14時55分まで。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

答弁漏れ、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 貴重なお時間申し訳ございませんでした。

先ほどの谷田みさお議員のご質問の国保加入者の18歳以下の人数についてですが、令和2年1月末で175人でございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) 次に、日程第11、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)。

令和元年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,586万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,518万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、5ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、今回200万円を追加し、計1億675万円、現年度分の200万円であります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、今回 1, 7 1 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、計 2 億 1, 0 3 8 万円、一般会計繰入金 1, 7 1 4 万 2, 0 0 0 円の減であります。

5 款諸収入、2 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、今回 7 2 万円を減額し、計 0 円でございます。貸付金元利収入 7 2 万円の減であります。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回 1, 1 1 2 万円を減額し、計 1 億 3, 7 1 9 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他 7 2 万円の減、一般財源 1, 0 4 0 万円の減、委託料 6 8 0 万円の減、貸付金 7 2 万円の減、公課費 3 6 0 万円の減であります。2 目施設維持費、今回 4 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、計 5 8 6 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源 4 2 万 4, 0 0 0 円の減、賃金 4 2 万 4, 0 0 0 円の減であります。

2 款事業費、1 項事業費、1 目公共下水道事業費、今回 4 3 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、計 6, 5 7 3 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源 4 3 1 万 8, 0 0 0 円の減、賃金 6 0 万 8, 0 0 0 円の減、委託料 3 3 0 万円の減、原材料費 4 1 万円の減であります。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他 1, 7 1 4 万 2, 0 0 0 円の減、一般財源 1, 7 1 4 万 2, 0 0 0 円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第 7 号、専決処分報告についてを採決します。

報告第 7 号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

次に、日程第12、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、報告第8号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、所要の改正を行ったものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数3071の4ページ、附則の規定であります。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして施行期日を付し、今回新たに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定について、附則第2項から第4項を定めるものであります。

次の4ページをご覧ください。

次に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整の規定について、附則第5項から第7項を定めるものであります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は交付の日から施行し、改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から同年9月30日以降の町長が定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　国保には今まで傷病手当金というのはなかったですから、新しくコロナの感染症に関してつくられるので確認ですけど、まず3ページが一番下のところに、前項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するという事は、これは結局は、事業主さんが給料を払わないといけないということなのではないでしょうか。傷病手当金について国保で面倒を見る場合は、国から助成金が頂けるということではないのか。

それと、雇用調整助成金を企業の方が、雇主の方が申請をしはると。それを頂けた場合はその分は減るわけですね。だけど、一体いつ頂けるのか分からないじゃないですか。企業が申請してくれないというようなことも今、問題になっておりますので、取りあえず、病気になられて働けなかった方に必要な手だてを支給すると。後から雇用調整助成金なり、企業の方から給料が出れば、その分戻してもらうということでもいいとは思いますが、病気になられた方の手元に先に届くようにしなあかんと思うんですけど、これは雇用調整助成金やらが出るまで待つとけということですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

事業主から徴収するとありますが、支給申請書の中で事業主記入用に賃金の支払いの有無という記入欄があるんですけども、それをもって支払いしたかどうかを確認いたしまして、事業主から傷病手当金として支給した金額を徴収することとしているこの規定でございます。

本来、給与を受けることができるはずであった者に対しまして、受けることができなかつた場合に傷病手当金を支給しているということによりまして、事業主から徴収することとしているということでございます。

雇用調整助成金との関係でございますが、あくまで傷病手当金につきましては、国保の被保険者の方に対して、保険者が被保険者に対して支給するものでございますので、雇用調整助成金につきましては被保険者が云々ということではございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 病気になられて働けなくなつた方に傷病手当を支給したいわけですね。雇用主からもらっていませんということで申請が出たので、町から支給するとしますやん。そしたら、それは後で全部、雇用主から徴収するということですか。雇用主も、払いたくても払えないという方がすごく多いわけですよ。それで、雇用調整助成金を国からもらって払っていただいたら一番いいんやけれども、それもできない。手元に入らない人はもちろん、これ、傷病手当を頂けると思うんですよ。でも、後で、2次補正なんかで今度は、本人が申請して雇用調整助成金をもらえるなんていう制度もできるわけですね。そしたら、一応、町はコロナで休んだはつた方に傷病手当を出しますよと。じゃあ、後からあなたは休んでいたけども、その分いただけましたからやっぱり返してくださいというようなことが起こるということですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまのご質問でございますが、傷病手当金につきましては、療養のために勤務することができなかつた期間について、療養中の生活保障として支給するものでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山議員。

7番(丸山久志) もうひとつ分かりにくい条例なんですけれども、そしたら、これ、雇用主があつた場合とかはそういうあれやけど、農業従事者とか、

雇用主とかがない場合とかはどのようなふうなあれになるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまの丸山議員のご質問でございますが、あくまで傷病手当金の支給対象となる方につきましては、給与等の支払いを受けている方でございますので、事業主とかではなくて、給与の支給を受けている方が対象となります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山議員。

7番(丸山久志) そしたら、雇用主とか事業主とかそういう者には、国保の被保険者でも当てはまらないということですか。

保健医療課長(中谷 誠) そうです。

7番(丸山久志) 分かりました。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第8号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第8号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

次に、日程第13、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、報告第9号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）。

令和2年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,875万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に要する所要額を追加補正したものであります。

それでは、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。3款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、今回190万円を追加し、計7億3,854万9,000円、特別交付金の190万円であります。

次の6ページをご覧ください。

歳出であります。2款保険給付費、7項傷病手当金、1目傷病手当金、今回190万円を追加し、計190万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の190万円であります。負担金補助及び交付金の190万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 2ページですけれども、傷病手当金として見積もった190万円ですけれど、どういう積算根拠があるのでしょうか。本町で感染者が22人出たというようなことで、そのためにお仕事に就けなかった方もあるかと思うんですけれども、役場の職員なんかも含まれておりますし、国保で、しかも被用者という方、それほどの人数がいらっしゃるのか、そんなことが大体分かるのか、どうやってこの額を見積もったのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、この190万円の積算根拠であります。人数にいたしましては5名程度分を予算計上しているところでございます。町内の陽性者数、府が発表しておられる数字があるんですけれども、そこから推計して5名程度ということで、この人数を積算しているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第9号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第9号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、報告第9号は承認することに決定しました。

次に、日程第14、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和元年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、用地測量・造成設計等業務、金額3,600万円、翌年度繰越額3,600万円、財源内訳といたしまして、地方債の2,700万円、その他の900万円であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、事業認定等資料作成業務、金額280万円、翌年度繰越額280万円、財源内訳といたしまして、その他の280万円であります。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、新型コロナウイルス感染拡大防止事業、金額250万円、翌年度繰越額250万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の250万円であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルス感染拡大防止事業、金額15万円、翌年度繰越額15万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の15万円であります。

7款商工費、1項商工費、事業名、個人番号カード利用環境整備、金額139万7,000円、翌年度繰越額131万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の131万1,000円であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額1億600万円、翌年度繰越額8,880万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の4,609万4,000円、地方債の3,270万円、一般財源の1,000万6,000円あります。

裏面をご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額1,130万円、翌年度繰越額1,008万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の529万3,000円、地方債の340万円、一般財源の138万7,000円あります。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、JR玉水駅周辺整備、金額3,000万円、翌年度繰越額1,574万円、財源内訳といたしまして、国・府

支出金の４７５万７，０００円、地方債の３１０万円、一般財源の７８８万３，０００円であります。

８款土木費、４項都市計画費、事業名、地籍調査、金額３１０万円、翌年度繰越額３０７万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２３０万８，０００円、一般財源の７７万１，０００円であります。

８款土木費、５項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、金額７５０万円、翌年度繰越額７５０万円、財源内訳といたしまして、一般財源の７５０万円であります。

１０款教育費、２項小学校費、事業名、小学校校内無線ＬＡＮ環境構築、金額２，６５０万円、翌年度繰越額２，６５０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，３１８万円、地方債の１，２９０万円、一般財源の４２万円であります。

１０款教育費、３項中学校費、事業名、中学校校内無線ＬＡＮ環境構築、金額９００万円、翌年度繰越額９００万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の４４４万４，０００円、地方債の４３０万円、一般財源の２５万６，０００円あります。

１０款教育費、４項社会教育費、事業名、新型コロナウイルス感染拡大防止事業、金額１００万円、翌年度繰越額１００万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１００万円あります。

以上、合計金額２億３，７２４万７，０００円、翌年度繰越額２億４４６万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の８，１０３万７，０００円、地方債の８，３４０万円、その他の１，１８０万円、一般財源の２，８２２万３，０００円あります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第１０号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第１５、報告第１１号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、報告第11号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和元年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款事業費、1項事業費、事業名、改築更新事業、金額1,000万円、翌年度繰越額659万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金263万8,000円、地方債270万円、一般財源125万2,000円。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第11号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第16、報告第12号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、公営企業法施行令第26条第3項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、報告第12号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和元年度井手町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、上玉川橋仮設配水管撤去工事、予算計上額1,500万円、支払義務発生額101万6,400円、翌年度繰越額1,398万3,600円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金1,398万3,600円であります。

事業名、上井手高区揚水場更新工事、予算計上額1,000万円、支払義務発生額はございません。翌年度繰越額1,000万円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金1,000万円。

以上合計予算計上額 2,500 万円、支払義務発生額 101 万 6,400 円、翌年度繰越額 2,398 万 3,600 円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金 2,398 万 3,600 円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第 12 号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第 17、議案第 32 号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第 32 号、井手町公平委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、まず任期満了に伴う選任でございまして、京都府綴喜郡井手町、上島勝廣氏、満 69 歳。

続きまして、欠員補充に伴います選任といたしまして、京都府綴喜郡井手町、寺井正行氏、満 69 歳。

なお、任期は 4 年であります。ただし、欠員補充に伴う委員の任期は前任者の任期までとなることから、寺井正行氏につきましては、令和 4 年 6 月 28 日までとなります。

委員は 3 名でございまして、他の委員は丸山俊也氏でございまして。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 32 号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 32 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第 32 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 18、議案第 33 号、井手町教育委員選任につき同意を求め

る件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第33号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、古川透子氏、満53歳。

なお、任期は4年、委員は4名で、他の委員は古川幸子氏、木田修司氏、村田尚美氏でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第33号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第33号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時28分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第19、議案第34号、井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第34号、井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第104条第2項の規定により、下記の者を固定資産評価員に適

任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、滋賀県大津市、島田智雄氏、満63歳。

なお、任期はなく、評価員は1名であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第34号、井手町固定資産評価員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第34号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

次に、日程第20、議案第35号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　それでは、議案第35号、和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

令和元年11月7日午後0時40分頃、井手町大字井手小字扇畑21番地の1付近において、国道24号に進入の際に、左右の確認不足により相手方自動車に衝突し、自動車の破損及び運転手が負傷したため、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、1、相手方、奈良県生駒市内在住者、2、和解内容、町と相手方との過失割合を10割対0割と認め、自動車の修理費及び治療費等142万3,333円の10割を町が負担する、3、損害賠償額、142万3,333円。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第35号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時33分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第21、議案第30号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第30号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,706万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,055万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、2目土木施設整備事業債、今回980万円を追加し、限度額を1億4,010万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、7ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、今回256万2,000円を追加し、計1億8,316万円、社会福祉費負担金の256万2,000円であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回7,052万9,000円を追加し、計8億4,565万円、総務管理費補助金の7,052万9,000円であります。4目土木費補助金、今回632万円を追加し、計1億4,913万4,000円、道路橋梁費補助金の579万円、都市計画費補助金の53万円であります。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費負担金、今回128万1,000円を追加し、計9,425万円、社会福祉費負担金の128万1,000円あります。2項府補助金、6目土木費補助金、今回258万5,000円を減額し、計989万円、河川費補助金の285万円の減、都市計画費補助金の26万5,000円あります。3項府委託金、4目教育費委託金、今回30万円を追加し、計50万円、小学校費委託金20万円、中学校費委託金の10万円あります。

次のページをご覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回3万5,000円を追加し、計3万6,000円、一般寄附金の3万5,000円あります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回7,052万9,000円を減額し、計1億7,026万7,000円、財政調整基金繰入金の7,052万9,000円の減であります。2目都市開発基金繰入金、今回647万1,000円を減額し、計1億8,759万円、都市開発基金繰入金の647万1,000円の減であります。8目井手町地域商業活性化支援基金繰入金、今回1,105万円を追加し、計2,875万円、井手町地域商業活性化支援基金繰入金の1,105万円あります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回207万7,000円を追

加し、計707万7,000円、前年度繰越金の207万7,000円であります。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入、今回270万円を追加し、計1,367万7,000円、雑入の270万円であります。

22款町債、1項町債、2目土木施設整備事業債、今回980万円を追加し、計1億4,010万円、道路橋梁整備事業債の410万円、河川整備事業債の570万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、今回512万4,000円を追加し、計5億1,057万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の384万3,000円、一般財源の128万1,000円であります。繰出金の512万4,000円あります。13目特別定額給付金、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の7,052万9,000円、一般財源の7,052万9,000円の減であります。14目ふるさと応援基金費、前回まで累計ございません。今回新たに3万5,000円を追加し、計3万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の3万5,000円あります。積立金の3万5,000円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回250万円を追加し、計3億7,151万7,000円、財源内訳といたしまして、その他の250万円あります。負担金補助及び交付金の250万円あります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回1,105万円を追加し、計6,525万2,000円、財源内訳といたしまして、その他の1,105万円あります。需用費の1万5,000円、役務費の3万5,000円、負担金補助及び交付金の1,100万円あります。2目観光費、今回20万円を追加し、計2,034万6,000円、財源内訳といたしまして、その他の20万円あります。報償費の20万円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、今回300万円を追加し、計1億7,104万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の371万1,000円、地方債の270万円、その他の362万1,000円の減、一般財源の21万円あります。委託料の300万円あります。

次のページをご覧ください。

3目橋梁維持費、今回380万円を追加し、計1,839万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の207万9,000円、地方債の140万円、一般財源の32万1,000円であります。工事請負費の380万円であります。

3項河川費、2目河川改良費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の285万円の減、地方債の570万円、その他の285万円の減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回106万円を追加し、計4,563万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の79万5,000円、一般財源の26万5,000円であります。委託料の106万円あります。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、今回20万円を追加し、計2,574万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の20万円あります。報償費の3万4,000円、旅費の6,000円、需用費の4万9,000円、備品購入費の11万1,000円あります。

3項中学校費、2目教育振興費、今回10万円を追加し、計2,050万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の10万円あります。需用費の4万5,000円、役務費の1万4,000円、備品購入費の4万1,000円あります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、令和2年度井手町一般会計補正予算（第2回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号1、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費、380万、財源内訳としまして、国・府支出金の207万9,000円、地方債の140万円、一般財源の32万1,000円です。

事業概要としましては、橋梁補修1橋であります。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山議員。

7番(丸山久志) この橋梁の長寿命化事業ですけれども、具体的にどのような補修を行われる予定なのか、お伺いたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) ただいまの丸山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回補正で計上させていただいています1橋につきましては、野神跨線橋の補修を考えております。JRの線路の上空の部分の補修につきましては、JRとの協議が整いましたので、今回の補正で計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山議員。

7番(丸山久志) どの部分をどういうふうにとということをお聞きしたいんです。というのは、雨が降りますと、金魚が飼えるぐらい水がたまるんですわ。そういうところを直すのか、色が剥げてきているやつを塗り替えるとかいうのか、いろいろ直さんなん点があると思うんですけれども、そのうちどれをやってもらえるのかなということでお伺いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

野神跨線橋につきましては、排水機能等々も著しくよろしくない状態になっておるといふふうに認識しておりまして、排水構造物の塗り替え、取替え及び流末の整備をさせていただこうと思っております。併せまして、人の歩くところでございますが、そこにつきましては橋面舗装といいまして、そのやり替えも考えております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 私の方からは、9ページ、コミュニティ助成の内容をお聞かせ願えますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

こちらのコミュニティ助成につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している一般コミュニティ助成事業について申請をいたしましたところ、助成金250万円の決定があり、所要額を計上したものでございます。

事業費につきましては、社会福祉協議会で活動する団体が実施するイベントなどの各種事業に際し、この助成金を活用し、町内団体へ貸出し用備品を整備することで、地域交流の活性化を図るものでございます。なお、購入する予定のものにつきましては、綿菓子製造機1台、おでん鍋2台、発電機1台、ベンチ10脚、テーブル15台、椅子50脚等と伺っております。購入にかかる金額については250万円となっており、その分を補助金として予算計上しております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9ページですが、中小企業等応援給付金、一般質問にも出ておりましたけれども、改めてその対象となる方はどういう方で、1件幾らという額もお願いします。その他の条件もお願いします。

それと、同じ商工費のところ、地方創生アドバイザーの事業20万円で報償費ということですが、どういう方にアドバイザーをやっていただくのか、どんな中身で事業が行われるのか、お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の井手町中小企業等応援給付金の対象、また1件の金額等につきましては、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、大きな影響を受けておられます町内の中小企業者等のうち、京都府の休業要請対象事業者支援給付金の支給を受けておられない方で、令和2年3月から6月のいずれかの月の売上げが前年同月比30%以上減少している事業者に対し、事業継続を支援するための給付金となっております。

法人につきまして1件当たり10万円、個人事業主では5万円を給付する予定と考えております。

対象事業者につきましては、平成28年度の経済センサスの数値によりまして、町内の事業者総数が335件となっております。府の給付金対象事業者46件を除きますと、全体で289件となっております。そこで、5月末に実施されました商工会の会員向けのアンケートの売上げが30%以上影響があるという回答が約半数程度ということでの情報提供がございましたので、約半数の150件分を計上させていただいております。内訳については、法人70件、個人80件を見込んでおります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地方創生推進室長。

理事(藤岡 栄) ただいまの谷田みさお議員の質問にお答えいたします。

本事業は今後、開設を予定しております道の駅的休憩施設の開設及び運営につきまして、そのノウハウや実績が豊富であります専門家を講師として招聘いたしまして、関係者の事業に対する理解を深めるとともに、道の駅的休憩施設の仕組みや取組内容を具体的にしていくために実施するものでございます。

なお、検討内容といたしましては、道の駅の運営のための組織の在り方や特産品の開発、道の駅の効果的な情報発信について検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) アドバイザー事業、地方創生のこの事業ですが、報道

にはお名前まで載っております、その報道が正しいのかどうか。個人としてこの方をお願いということがもう決まっているわけですか。予算はこれからなんですけどね。

それと、20万円ですでにどれだけの仕事をしてもらえるのか。一度来てお話を聞くだけなのか。報道に上がっていた方が確かにその方をおっしゃっていらっしゃるんだとしたら、本業があるわけで、そんなしょっちゅう井手町の道の駅のために来ていただけるということでもないと思うんですけど、これは単年度で考えておられて、何回かのお話合いに来てもらうということなのか、どなたを考えておられるのか、お願いします。

あと、財源が雑入となっているんですね。それは一体どこから頂くお金なんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地方創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 特定の候補者につきまして、一応想定はしておりますけれども、コロナの関係もございまして調整をなかなかできていないところでございます。実際は、年に2回の講師といいますか経験談、そういったものをしっかり関係の方にご説明を頂いて、理解を深めるというふうなことをしております。

一般財団法人地域活性化センターの10割補助でございましてけれども、そこからの雑入ということで予定をしております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、令和2年度井手町一般会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田総務文教常任委員長。

5番（岡田久雄） ただいま議題となっております請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、5月27日に召集いたしまして、4名の委員全員出席の下、また委員外議員並びに請願者の代表者等関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その審査の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

請願の代表者から、真の議員とはふさわしい人格の持ち主、豊富な知識と問題解決能力を兼ね備え、将来を見通すリーダーシップの持ち主をいうのではないか。また、近隣自治体の議会では、開かれた議会として住民と議員との懇談会を開催したり、議会終了後、各種委員会の委員長が地域に出向き、議会の報告会をされている。インターネット中継やライブ配信など、議会と住民との距離を縮めるための取組がされている。このような取組を見ていると、井手町はほかの市町村より劣っているのではないか。報酬値上げについては、特別職報酬審議会が2回開催されたのみで、広く住民の間で議論になったものではなく、傍聴の機会も与えず非公開で進められた。一概に議員報酬に反対するものではないが、国難とも言えるコロナの感染の影響下のこの時期に、なぜ値上げなのかということ述べられました。

議員からは、なぜこの時期にということについては、6年前から要望してきた。二足のわらじを履いている活動では十分な議員活動ができないこと、また、現在、議会改革を進めている最中であること、特別報酬審が2回しか開催されていないことに対しては、十分時間をかけて審議されたと聞いている。また、報酬に見合う活動をしているのかということに対しては、住民からの要望があると原課に出向き、調整し解決するなど、目に見えない活動をしている。議員の定数削減による議会改革を行うたびに、議員の質向上と議

員一人一人の責任を改めて感じ、いろいろな取組をしてきた。その一例が特別定額給付金に2万円を上乗せした井手町生活応援給付金であり、マスクの配布であります。そのほかにも、井手町には近隣自治体にはない充実した子育て支援制度がある。これは行政、議会、住民が同じ方向を向いてやってきた結果が現れている。

議長から、報酬引上げの目的の一つとして、誰もが立候補しやすくすることによるメリットや議会基本条例の制定、委員会を中心にした審議をし議論するなど、議会の在り方を考えている。議会のための議員ではなく、住民のための議員であることを意識して今後も取り組むことを表明されました。

また、討論において、特別報酬等審議会の意見を尊重したい。今回この請願を提出されたことを議員が改めて自覚し、今後も議員活動に邁進していただきたいとの反対討論がありました。

次に、採決を行いました結果、請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願の件は、賛成なしで不採択にすべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

以上です。

議長（西島寛道） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。私は、今議題となっております議員報酬引き上げ撤回を求める請願に賛成をし、委員長が不採択と言われた報告には反対をするものでございます。

私は、請願を審議した委員会の委員ではありませんでしたが、委員会を傍聴し、請願審議の中で請願者の代表から直接ご意見を聞く機会が持てました。その中で、議員は報酬に見合った活動をしているのかというご指摘がありました。同僚議員からは、自分は報酬に見合う以上の活動を行っている、何をもち活動が報酬に見合っていないと言われるのかという反論がありました

が、私は自らの活動をどれだけ住民の皆さんにお知らせをする努力をしているのかと、逆に聞きたいと思います。議会基本条例を待つまでもなく、様々な方法で議会報告はできます。住民に知られていない活動は、評価されようがありません。

また、議員になるまでこんなに忙しいとは思わなかった、というご意見もありました。他に職業を持ちながら報酬を頂いて議員をするのですから、忙しいのは当然のことです。とはいえ、議長でない限りは、毎日議会に出勤するほどの活動は今ないのが井手町議会の現実です。私も主婦の仕事や議員とは直接関係のないボランティアの活動、政党の活動もしながら議員をしております。収入を得る他の仕事の傍らの議員活動なのですから、そのバランス以上の高い議員報酬を求めることはできません。

議員の成り手不足の解消のためにも報酬引上げを、という主張もありました。高い報酬を得たいから議員になりたいという方が増えても、かえって困ったことです。本町のような規模の小さな町で、議員だけで生活できる給料を支給すべきだと賛同される住民がどれほどおられるでしょうか。それこそ、住民の皆さんの声が聞こえていない主張ではないでしょうか。

これから議会活性化に取り組み、改革を行っていくから報酬を上げてよいのでは、という意見もありました。それならば、改革の成果が見えてから報酬を引き上げたらよいのであって、順番が逆だと思います。

何よりも私がこの請願に賛同する理由は、請願者をはじめ多くの住民の皆さんから、今この時期に議員さんは2割も報酬値上げですか、タイミングを考えてくださいの声があることです。昨年10月、消費税が10%に増税され、10月から12月期のGDPが年率換算でマイナス7.1%と大きく落ち込み、さらに1から3月期もマイナスが予測されていた時期の報酬引上げ決定でした。しかも、3月6日には本町でも新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、3月3日からは学校休業、町議会でも経済への影響を最小限にとどめるよう努力することを国に求めることも盛り込んだ意見書を検討していたように、新型コロナウイルス感染症の拡大で、ますます全国的に経済の落ち込みが進むことも既に予想されていた時期でした。その後、国の緊急事態宣言や外出自粛、休業要請による経済的落ち込みは計り知れず、今後さらに事態の深刻さが明らかになってくるでしょう。本町では多くの感染者が出て、住民不安が高まり、役場庁舎の閉鎖で住民の皆さんにご迷惑をかけ

ることにもなりました。一番打撃を受けるのは、非正規や不安定雇用で働く人たち、シングルマザーやアルバイトもなくなり学業を続けられなくなった学生など、弱い立場の人たちです。

他の自治体では、議員や首長が報酬や期末手当を減額してコロナ対策に財源をつくろうとしているというところもあるのに、本町では逆に、今、議員報酬を引き上げるとは、まさに空気が読めない議会ではないでしょうか。報酬引上げを議会で決めた時点からは、1段階も2段階も経済情勢が変化しています。今からでも遅くはありません。報酬引上げを撤回し、井手町議会の良識を示すことができるように、この請願を採択するべきではないでしょうか。

以上で賛成討論といたします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 私からは、ただいまの議案に対して反対の立場で討論いたします。

本町の議員報酬は、平成17年に引き下げられ、令和2年まで15年間経過しています。議員定数は、平成11年に18人から16人に定数減、平成17年に16人から12人に定数減、平成26年には12人から10人に定数減になっています。この定数減の間、議員各位の仕事、活動の忙しさは、年々多忙化してきています。本来ならば、議員一筋に活動することができるのが理想です。全国的にも主たる職業を持たなければ、議員報酬のみでは生活できないということがあってはならないことだと思いますし、これからは若い年代の議員が誕生し、活発に意見交換ができるようにならなくてはいけないと思います。

そのためにも6年前に将来を見通すリーダー誕生に向けて、議員報酬の在り方を要望してまいりました。そうした中で、審議会の答申をもって3月議会にて議案決議されました。コロナウイルスとは結びつけるものではありません。審議会の皆様の審議の結果を尊重したいと思います。これから先を見ますと、今回の議決は、議員としての働き、信頼に対する対価という報酬であると思います。

よって、2020年4月からの井手町議会議員の報酬引上げを撤回し、元

の報酬額に戻すことの請願に反対いたします。

以上です。

議長（西島寛道）　　これで討論を終わります。

これから、請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書を採択することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手少数です。したがって、請願第1号、井手町議会議員の報酬引き上げ撤回を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は7月1日水曜日、午前10時から会議を開きます。

散会　午後　4時06分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 木 村 武 壽